

国際教育基準(IES®)

(国際教育基準ハンドブック)

2019年版

IES™

翻訳：



日本公認会計士協会

The Japanese Institute of Certified Public Accountants

“This *Handbook of International Education Pronouncements, 2019 Edition* of the International Accounting Education Standards Board (IAESB) published by the International Federation of Accountants (IFAC) in February 2019 in the English language, has been translated into Japanese by The Japanese Institute of Certified Public Accountants in December 2020, and is reproduced with the permission of IFAC. The process for translating the *Handbook of International Education Pronouncements, 2019 Edition* was considered by IFAC and the translation was conducted in accordance with “Policy Statement—Policy for Translating Publications of the International Federation of Accountants.” The approved text of the *Handbook of International Education Pronouncements, 2019 Edition* is that published by IFAC in the English language.

English language text of *Handbook of International Education Pronouncements, 2019 Edition* © 2020 by the International Federation of Accountants (IFAC). All rights reserved.

Japanese language text of *Handbook of International Education Pronouncements, 2019 Edition* © December 2020 by the International Federation of Accountants (IFAC). All rights reserved.

Original title: *Handbook of International Education Pronouncements, 2019 Edition*, October 2019, ISBN: 978-1-60815-427-2”

2019年10月に国際会計士連盟（IFAC）の国際会計教育基準審議会によって、英語で公表されたこの国際教育基準2019は、2020年12月に日本公認会計士協会によって日本語に翻訳され、IFACの許可を得て複製されている。国際教育基準2019(*Handbook of International Education Pronouncements, 2019 Edition*)の翻訳のための手続は、IFACにより検討されており、当該翻訳は、IFACのポリシーステートメント「国際会計士連盟（IFAC）から公表される基準の翻訳及び複製に関するポリシー」に従って行われている。全てのIFACの文書の正文は、IFACにより英語で公表されたものである。

International Accounting Education Standards Board (IAESB) “*Handbook of International Education Pronouncements, 2019 Edition*” の英語文 ©2020 国際会計士連盟 (IFAC) (2020年12月) 全著作権所有。無断複写複製を禁ずる。

国際教育基準の日本語文 © 2020 国際会計士連盟 (IFAC)。無断複写複製を禁ずる。

原題： *Handbook of International Education Pronouncements, 2019 Edition, October 2019, ISBN: 978-1-60815-427-2*

目次

	頁
職業会計士と職業会計士志望者のための国際教育基準のフレームワーク（2015）	4
IAESB用語集（2021）	17
国際教育基準第1号 職業専門家会計教育プログラムへの参加要件（2014）	23
国際教育基準第2号 初期専門能力開発 – 技術的能力（2021）	30
国際教育基準第3号 初期専門能力開発 – 職業専門家としてのスキル（2021）	41
国際教育基準第4号 初期専門能力開発 – 職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢 （2021）	52
国際教育基準第5号 初期専門能力開発 – 実務経験（2015）	67
国際教育基準第6号 初期専門能力開発 – 職業専門家としての能力の評価（2015）	76
国際教育基準第7号 継続的専門能力開発（2020）	84
国際教育基準第8号 財務諸表の監査に対する責任を有するエンゲージメント・パート ナーの職業専門家としての能力（2021）	97

職業会計士と職業会計士志望者のための国際教育基準のフレームワーク (2015)

目次

	項
第1編-序説、目的、及び範囲	
序説	1-7
フレームワークの目的.....	8-10
フレームワークの範囲.....	11-16
第2編-教育概念	
職業専門家としての能力.....	17-18
学習成果、能力分野、及び習熟度	19-23
学習及び能力開発.....	24-26
一般教育	27-29
初期専門能力開発.....	30-33
継続的専門能力開発	34-37
評価、測定、及び監視.....	38-42
第3編-IAESB 公表物	
国際教育基準.....	43-47
その他の IAESB 公表物.....	48
第4編-IFAC 加盟団体の義務	
IES に関する IFAC 加盟団体の義務.....	49-50
付録1 習熟度の説明	
付録2 IAESB 起草規約	

第1編-序説、目的及び範囲

序説

1. 本「職業会計士と職業会計士志望者のための国際教育基準のフレームワーク」（フレームワーク）は、国際会計教育基準審議会（IAESB）がその公表物で用いる概念を定める。フレームワークはまた、IAESB 公表物とそれに関する国際会計士連盟（IFAC）加盟団体の義務への導入となる。
2. IAESB は、職業会計士の業務に対する利害関係者の信用と信頼の水準を向上させるため、公共の利益において行動する。
3. IAESB の使命は、職業専門家会計教育の開発と充実を通じて世界の会計専門職を強化することにより、公共の利益に奉仕することである。IAESB は、国際教育基準（IES）の開発、採択及び実施を通じてその使命を達成することを追求する。IES は、以下の要求事項を定めることにより世界の職業専門家会計教育の品質を改善する。
 - 職業専門家会計教育プログラムへの参加
 - 職業会計士志望者の初期専門能力開発（“IPD”）
 - 職業会計士の継続的専門能力開発（“CPD”）
4. 会計専門職は、以下を含むが、これに限られない。
 - 適切かつ忠実に表示された財務及び非財務情報の作成、分析、及び報告
 - 意思決定、及び組織の戦略の形成と実施における提携
 - 財務及び非財務情報の監査、並びにその他の保証及びアドバイザリー・サービスの提供
 - 適切な税務情報の作成及び分析
5. 会計専門職は、(a) 社会、(b) 現在及び潜在的投資家、(c) 組織内の経営者と従業員、(d) 仕入先と債権者、(e) 顧客、及び(f) 政府機関を含むが、これに限られない、幅広い意思決定者の財務、及び状況によっては、非財務情報ニーズに応える。利用者の情報ニーズを満たす会計専門職の能力は、社会に価値を創造する効率的な経済に貢献する。
6. IES の開発、採択、及び実施は、職業専門家としての能力の開発に有効なアプローチを提供する。その他の望ましい成果は以下を含む。
 - 職業会計士としての役割を果たすことへの要求事項の国際的格差の削減

職業会計士と職業会計士志望者のための
国際教育基準のフレームワーク（2015）

- 職業会計士の国際的な移動の促進
 - 職業専門家会計教育の良好な実践の国際的なベンチマークの提供
7. 会計教育の専門用語は普遍的ではなく、同じ用語が様々な管轄区域で異なる方法で用いられているかもしれない。フレームワークと IES で用いられている主要な用語の定義及び説明は、「IAESB 用語集」に記載されている。

フレームワークの目的

8. フレームワークは、IAESB が IES の開発並びに採択及び実施の支援を続ける際の概念的基礎を提供する。フレームワークは、IFAC 加盟団体に対し、職業会計士と職業会計士志望者の学習及び能力開発に関するその活動を支援する。
9. フレームワークは、職業会計士と職業会計士志望者の学習及び能力開発を支えるその他の利害関係者にとっても役立つ。その他の利害関係者は以下の者を含む。職業会計士と職業会計士志望者のための職業専門家会計教育プログラムの設計、開発、提供、及び評価の一翼を担う大学、雇用主、及びその他の利害関係者
- 会計専門職の監督に責任を有する規制当局
 - 職業専門家会計教育に関する法律及び規則上の要求事項に責任を有する政府機関
 - 自身の学習及び能力開発を管理する職業会計士と職業会計士志望者
 - IAESB の業務や職業専門家会計教育に関する公表物の開発に対するそのアプローチに関心があるその他一切の利害関係者
10. フレームワークの便益は以下を含む。
- IAESB の公表物の概念的基礎を提供することによる、効率的かつ効果的な基準設定プロセス
 - 一貫性のある IES。なぜなら、それらが職業専門家会計教育に関する共通の概念に基づくからである。
 - IAESB の決定の透明性と説明責任の向上。なぜなら、IAESB の決定の根底にある概念がフレームワークに含まれるからである。

フレームワークの範囲

11. フレームワークは、IES を支える学習概念を記述する。しかしながら、フレームワークは IFAC 加盟団体に適用される要求事項を定めない。IAESB は、IES を開発する際にフレームワークに定められている概念を適用する。このフレームワークの概念は、特定の IES の対象とされていない職業専門家会計教育のその他の局

面にも適用することができる。

12. IES 及びその他の IAESB 公表物の目的上、IAESB は、職業会計士を、会計専門職における役割を果たすために職業専門家としての能力を達成、実証、及びさらに開発し、かつ職業会計人組織又は許認可当局により指定された倫理規程に準拠することが求められる個人と定義する。
13. 職業会計人組織は、IFAC 加盟団体を含むが、これに限られない。職業会計人組織又は許認可当局が IFAC 加盟団体でない場合、IES は良好な実践の国際的ベンチマークとして機能する。
14. 倫理規程は、職業会計士のための一連の倫理原則を定める。倫理規程は通常、国際会計士倫理基準審議会の「職業会計士のための国際倫理規程」（国際独立性基準を含む）（IESBA 規程）から成り、その全体又は IESBA 規程で定められているものよりも厳格な、地域で開発された倫理規程の基礎としての利用を含む。
15. IAESB は、職業会計士志望者を、IPD の一環として職業専門家会計教育プログラムを開始した個人と定義する。
16. IAESB は、会計専門職において職業会計士によって幅広く実践される役割又は公共の利益に関する事項である役割に係る要求事項をも定めることがある。

第 2 編-教育概念

職業専門家としての能力

17. 職業専門家会計教育の全体としての目的は、(a) 職業会計士志望者の職業専門家としての能力を開発すること、及び(b) 職業会計士の職業専門家としての能力を開発し、維持することである。
18. 職業専門家としての能力は、定められた水準で役割を果たす能力である。職業専門家としての能力は、原則、基準、概念、事実、及び手続の知識を超え、(a) 技術的能力、(b) 職業専門家としてのスキル、及び(c) 職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢の統合と応用である。

学習成果、能力分野、及び習熟度

19. 幾つかの IES は、各特定能力分野において求められる知識、理解、及び応用の内

容と深さを定めた学習成果を含む。学習成果は、職務環境や職業専門家会計教育プログラムの中で達成できる。

20. 財務会計の役割において業務を行う職業会計士の技術的能力に求められる学習成果の例は、「国際財務報告基準 (IFRS) やその他の関連する基準に準拠して、連結財務諸表を含む財務諸表を作成すること」である。この学習成果を達成するには、IFRS の知識、その状況への関連性を評価する能力、関連する IFRS の要求事項を適用する能力を必要とする。
21. IES は、一組の関連する学習成果を特定できるカテゴリーである能力分野を含む。例は、「財務会計及び報告」と「管理会計」を含む。
22. IPD において、能力分野には、適切な学習成果が達成されることが期待される状況を表す習熟度が割り当てられる。能力分野の習熟度は、職務環境の曖昧性、複雑性、及び不確実性の考慮に基づく。付録 1 は、基礎、中級、及び上級の習熟度の詳細を示す。これらのレベルは、職業会計士のキャリアを通じて職業専門家としての能力の開発で生じる典型的な発展を表す。IES は、IPD の終了までに達成すべき能力分野の習熟度を定める。
23. IFAC 加盟団体は、(a) 追加的な能力分野を含める、(b) 能力分野の習熟度を引き上げる、又は(c) 追加的な学習成果を策定することができる。例えば、これらの変更は、IFAC 加盟団体が職業会計士や職業会計士志望者に、特定の産業部門内又は特定の役割のために働くことを準備させる場合に必要となることがある。

学習及び能力開発

24. 学習及び能力開発は、職業会計士のキャリアを通じた職業専門家としての能力の開発及び維持の継続的プロセスである。IAESB は、学習及び能力開発の基本的な種類を次のように定義する。

教育¹

教育は、知識、スキル、及びその他の能力を開発することを目的とする構造的かつ体系的なプロセスであり、典型的には学問的な環境において、しかしそれに限らず実施される。

¹ IAESB は、「教育」という用語をその表題及び公表物で使用するが、その運営規約は学習及び能力開発のプロセス全体を含む。

研修

研修は、教育と実務経験を補完する学習及び能力開発活動を表す。研修は実務的な応用を重視し、通常、職場や模擬的な職務環境で行われる。

実務経験

実務経験とは、職業専門家としての能力の開発に関連する職場内及びその他の活動をいう。

25. 教育、研修、及び実務経験に加えて、学習及び能力開発活動は、(a) メンタリング及びコーチング、(b) ネットワーキング、(c) 観察、フィードバック及び振り返り活動、並びに(d) 自己啓発活動を含み得る。
26. 異なる種類の学習及び能力開発が用いられる程度は変化する。例えば、IPD の初期段階の間は、学習及び能力開発の後の段階よりも、職業専門家会計教育を含む教育が重視される。CPD の間は、実務経験と研修を通じた学習及び能力開発に、よりバランスが移る。

一般教育

27. 一般教育は、(a) 必須の知識、スキル、及び姿勢を開発し、(b) 職業専門家会計教育プログラムへの参加の備えとなり、(c) 生涯にわたる学習及び能力開発を支える。
28. 一般教育は、職業会計士と職業会計士志望者が、職業専門家会計教育を通じて開発する技術的能力、職業専門家としてのスキル、並びに職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢を統合するのに役立つ。それは、意思決定スキル、判断、及び懐疑心の開発を支える。一般教育の主題の例は、(a) 歴史上の思想や出来事理解、(b) 異文化の知識、及び(c) 世界の経済的、政治的及び社会的な勢力の認識を含むが、これらに限らない。
29. 一般教育は、数多くの異なる方法で、また、異なる環境で修得されることがある。一般教育は、職業専門家会計教育プログラムへの参加の前に始まり、IPD と CPD にわたって続くことがある。

初期専門能力開発

30. IPD は、職業会計士志望者が職業会計士としての役割を果たすために必要な職業専門家としての能力を最初に開発する学習及び能力開発である。

31. IPD は、職業専門家会計教育、実務経験、及び評価を含む。IAESB は、これらの用語を以下のとおり定義する。

職業専門家会計教育

一般教育を基礎とする教育及び研修であり、(a) 技術的能力、(b) 職業専門家としてのスキル、及び(c) 職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢を開発する。

実務経験

実務経験とは、職業専門家としての能力の開発に関連する職場内及びその他の活動をいう。

評価

学習及び能力開発を通じて開発した職業専門家としての能力の評価。

32. IPD は、職業会計士志望者が、職業会計士としての役割に必要とされる職業専門家としての能力を実証することができるまで続く。この職業専門家としての能力の実証の一つの結果が、IFAC 加盟団体の会員になることの許可となり得る。
33. 資格認定、免許又は認証(資格認定)は、職業会計士として資格を得た者、又は IFAC 加盟団体の会員になることを許可された者に対する正式な承認である。国際的に、職業会計士の資格認定の時点を定める法律及び規則上の大きな違いがあり、キャリアの非常に早い時期から非常に遅い時期にわたり生じることがある。各 IFAC 加盟団体は、IPD の終了とその会員としての資格認定の時期の適切な関係を定めることができる。

継続的専門能力開発

34. CPD は、職業会計士が有能に役割を果たし続けられるように、職業専門家としての能力を開発し、維持する学習及び能力開発である。CPD は、IPD を通じて達成された(a) 技術的能力、(b) 職業専門家としてのスキル、及び(c) 職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢の学習成果の継続的開発を提供する。
35. 変化は、職業会計士が働く環境の重要な特徴であり、彼らにそのキャリアを通して職業専門家としての能力を開発し、維持することを求める。変化の圧力は、(a) 社会の期待、(b) グローバル化、(c) 技術の進歩、(d) 事業の複雑性、(e) 社会変化、及び(f) 規則及び監督の増加を含むがこれに限らない多くの源泉から来る。その結果、職業会計士はプロセス、技術、職業専門家としての基準、規則上の要求事項、

雇用主の要求、及びその他の分野での変化を予測し、適応するために必要な教育、研修、知識、及びスキルを積極的に追求する必要があるため、継続的学習は CPD に不可欠である。

36. 職業専門家としての能力の要件は、職業会計士がそのキャリアの間に新しい役割を担う際に変わることがある。例えば、企業内職業会計士が会計教育者になることを望んだり、会計技術者が監査の役割で働くことを望んだりすることがある。IPD と同じ多くの要素を含む CPD もまた、新しい役割に移る際に必要な(a) 技術的能力、(b) 職業専門家としてのスキル、及び(c) 職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢の追加的な広さと深さを開発する。
37. CPD は、職場内で職業専門家としての能力を開発する機会を個人に提供する実務経験を含む。職業会計士のキャリアが進むにつれて、重点は構造化された学習活動から実務経験と非公式の学習へ移る傾向がある。

評価、測定、及び監視

38. 評価、測定、及び監視は、職業専門家としての能力の実証、並びに学習及び能力開発が有効であったことの判定の中心である。
39. 評価は、評価される個人が職業会計士としての役割を果たすための職業専門家としての能力を実証したことの証拠を集めるために用いられる。加えて、評価は職業専門家会計教育プログラムの品質を改善するために利用できる価値ある情報を提供する。有効な評価活動は、高水準の妥当性、十分性、信頼性、公平性、及び透明性を達成する。異なる評価活動の組合せが、職業専門家としての能力を評価するために頻繁に採用される。
40. 評価は、職業専門家としての能力の測定を含む。評価の状況において、測定は(a) 技術的能力、(b) 職業専門家としてのスキル、及び(c) 職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢の達成の検証可能な証拠を評価すること、及び提供することを含む。
41. 測定アプローチは、観察可能なアウトプット（例えば、職場の業績や職場シミュレーション、筆記試験、及び自己評価）、数量化が可能なインプット（例えば、CPD 時間数又は同等の学習単位）、又は両者の組合せの測定に焦点を置く。
42. 監視は、職業専門家としての能力が開発又は維持されていることを実証する証拠を収集、査閲、確認する体系的なプロセスである。

第3編-IAESB公表物

国際教育基準

43. IES は権威あるものであり、職業会計士と職業会計士志望者のための教育に関する要求事項を定める際に IFAC 加盟団体により用いられる。
44. IES は、(a) 職業専門家会計教育プログラムへの参加、(b) 職業会計士志望者の IPD、及び(c) 職業会計士の CPD の要求事項を定める。
45. IAESB は、(a) 世界の文化及び言語、教育、法律、及び社会制度の多様性と、(b) 職業会計士が果たす役割の多様性を意識している。IES は、IFAC 加盟団体が IES の要求事項を実施するに当たり柔軟性を持たせることができるように、原則主義に基づく基準として開発された。各 IFAC 加盟団体は、「加盟団体が遵守すべき義務に関するステートメント」(SMO) の影響下にありながら、いかに最良に IES の要求事項を実施するかを判断する必要がある。IAESB はまた、個々の IFAC 加盟団体が IES の範囲を超えた学習及び能力開発の要求事項を採用できることを認めている。
46. IAESB が基準を開発する際に従うプロセスは、「IAESB 付託条項」に定められている。
47. IES は、付録2に定められた「IAESB 起草規約」に準拠して書かれる。

その他の IAESB 公表物

48. IES の補助として、IAESB は、IFAC 加盟団体が学習及び能力開発において良好な実践を達成することを支援するため、その他の公表物及び追加的な補助資料を発行する。

第4編-IFAC 加盟団体の義務

IES に関する IFAC 加盟団体の義務

49. 個々の IFAC 加盟団体は、その会員が果たす職業会計士としての役割にふさわしい能力と会員の規準を定める。SMO は、IFAC 加盟団体と関連団体の義務を定める。IES に関する義務は、「加盟団体が遵守すべき義務に関するステートメント2、IAESB が発行した職業会計士のための国際教育基準及びその他の公表文書」

（SMO 2）に記載されている。

50. 幾つかの IFAC 加盟団体は、所在管轄区域の法律又は規則の要求事項の対象である。IES は、そのような法律又は規則が個々の IFAC 加盟団体に課す教育に関する要求事項や制約を、法的に覆すことはできない。IES が法律又は規則より高い要求事項を定めている場合、SMO 2 は、IES が対象とする分野について、責任を有しないか又は部分的な責任しか有しない IFAC 加盟団体は、IES の要求事項に沿う最善の努力を行うことを求める。このような場合、IFAC 加盟団体は、(a) その責任の水準を定め、(b) SMO 2 の義務を最も良く満たす行動を適切にとり、(c) IES の要求事項を関連する法律又は規則に組み入れて実施することを責任者に奨励するであろう。

習熟度の説明

この習熟度の説明は、IES 及びその他の公表物における IAESB の学習成果の利用を支援する。ここでは三つの習熟度を説明する。これらの説明は、学習成果とともに、加盟団体が様々な職業会計人の役割及び専門分野のために、その職業専門家会計教育プログラムを設計する上で役立つ情報を提供する。

習熟度のレベル	説明
基礎	<p>一般的に、能力分野における学習成果は以下に焦点を置く。</p> <ul style="list-style-type: none">● 適切な監督下で作業を行いながら業務を完了するために、技術的能力の関連分野の基本原則及び理論を定義、説明、要約、及び解釈すること● 適切な職業専門家としてのスキルを使って割り当てられた業務を遂行すること● 割り当てられた業務を遂行するに当たり、職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢の重要性を認識すること● 単純な問題を解決し、複雑な業務や問題を監督者又は専門知識を有する者に照会すること● 口頭及び書面によるコミュニケーションを用い、分かりやすい方法で情報を提供し、考えを説明すること <p>基礎レベルの学習成果は、低水準の不明確性、複雑性、及び不確実性に特徴付けられる職務環境に関係する。</p>

職業会計士と職業会計士志望者のための
国際教育基準のフレームワーク（2015）

習熟度のレベル	説明
中級	<p>一般的に、能力分野における学習成果は以下に焦点を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 割り当てられた職務を完了し、意思決定を行うために、技術的能力の関連分野から基本原則及び理論を独力で適用、比較、及び分析すること ● 割り当てられた職務を完了するために、技術的能力及び職業専門家としてのスキルを組み合わせること ● 割り当てられた職務に職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢を適用すること ● 会計及び会計以外の利害関係者に対して、口頭及び書面によるコミュニケーションを用い、分かりやすい方法で情報を提示し、考えを説明すること <p>中級レベルの学習成果は、中水準の不明確性、複雑性、及び不確実性に特徴付けられる職務環境に関係する。</p>
上級	<p>一般的に、能力分野における学習成果は以下に焦点を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プロジェクトや割り当てられた職務を管理及び指揮し、利害関係者のニーズに適切な提案を行うために、技術的能力の様々な分野から原則及び理論を選択し、統合すること ● プロジェクトや割り当てられた職務を管理及び指揮するために、技術的能力と職業専門家としてのスキルを統合すること ● 職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢に立脚する適切な行動指針を判断すること ● 限られた監督下で複雑な問題を評価、調査、及び解決すること ● 複雑な問題及び論点を予測し、適切に相談し、解決策を見つけること ● 幅広い利害関係者に対して、説得力のある方法で関連情報を一貫して提示し、説明すること <p>上級レベルの学習成果は、高水準の不明確性、複雑性、及び不確実性に特徴付けられる職務環境に関係する。</p>

IAESB 起草規約

言語と構造

IES の開発に当たり、適切な文言の選択は、可能な限りこれらの「IAESB 起草規約」及び「IAESB 用語集」（「用語集」）に従うことになる。IAESB 公表文書に見られる定義は、用語集に収められている。用語集は、翻訳、解釈、及び適用を支えることを目的とする。定義は、法律、規則、又はその他にかかわらず、その他の目的のために定められる定義を覆すものではない。

IES の構造は、次の事項、すなわち序説、目的、要求事項及び説明資料を別個のセクションとして含むように構成しなければならない。

序説

序説の題材は、各 IES の適切な理解のための背景となる、範囲及び発効日に関する情報を含む。

目的

IES は、基準の目的の明確な記述を含む。目的は、IFAC 加盟団体が基準の全般的な目的、及び達成すべき事項を理解すること、並びに目的を達成するために追加的に必要な事柄を判断することの一助となる。

要求事項

目的は、目的を達成するために必要な、明確に記述された要求事項に支えられる。要求事項は、常に「しなければならない (shall)」という文言を用いて表現される。

説明資料

説明資料は、範囲、目的、及び要求事項をより詳細に説明することを意図する。説明資料は IFAC 加盟団体が要求事項を適用することを支援し、それらを満たす方法の例を含むことがある。説明資料は追加的な要求事項を課さず、その目的は適用を支援することである。

IAESB 用語集 (2021)

1. この用語集は、定義された用語の集合から成り、その多くは既存の IAESB の公表物の中で具体的に定義されたものである。IAESB は、用語の通常の意味、意味合い及び使用方法は、加盟団体が活動する様々な国の中で異なることを認識している。この用語集は、加盟団体による用語の使用を定めない。むしろ、この用語集は、IAESB により作成された IES における使用のために、特別な意味を持つ、定義された用語の一覧である。
2. アスタリスク(*)のある語は、用語集の中の他の箇所で定義されていることを示す。

職業会計士志望者 - 初期専門能力開発*の一部として職業専門家会計教育プログラム*を開始した個人。

**評価* - 学習及び能力開発*を通じて開発した職業専門家としての能力*の評価。

**評価活動* - 職業専門家としての能力*の特定の分野を評価するように設計された活動。

組合せアプローチ - 組合せアプローチはインプット*とアウトプット・アプローチ*の要素を組み合わせる。

能力分野 - 一組の関連する学習成果*を定められるカテゴリ。

* (*評価の*) *内容妥当性* - 評価*に関して、評価活動*が、評価対象である職業専門家としての能力*の特定の側面を十分にカバーしているかどうか。

継続的専門能力開発 (CPD) - 初期専門能力開発*の後に行われる学習及び能力開発*で、職業会計士*がその役割*を有能に果たし続けることを可能とするように職業専門家としての能力*を開発し、維持するものである。

**協同教育* - 通常、学問的勉強及びフルタイムの勤務経験の代替的期間（例えば、学期、二学期、三学期）を含む、学位に先立つ教育プログラム*。これは通常、学位要件の完了のために要求される追加的な時間となる。

**教育* - 個人の知識、スキル、及びその他の能力を習得し、開発することを目的として構造化され体系立てられたプロセスであり、典型的には学術的な環境において、しかしそうした環境に限らず、行われる。

(*評価の*) *公平性* - *評価**に関して、*評価活動**が公正で、偏向がないかどうか。

(*評価の*) *表面妥当性* - *評価**に関して、*評価活動**が評価することを意図したものを評価しているかどうか。

財務諸表 - 財務報告の枠組みに準拠して、事業体の一時点の経済資源や債務、又は一定期間のそれらの変化を伝えることを意図した、開示を含む、過去財務情報の構造化された表示をいう。関連する注記は、通常、重要な会計方針の要約及びその他の説明的な情報を含んでいる。「財務諸表」という表現は、通常、適用される財務報告の枠組みの要求事項によって決定される完全な一式の財務諸表を呼称しているが、単独の財務諸表に言及することもできる。開示は、適用される財務報告の枠組みにより明示的に許可又は認容され、必要に応じて記載される説明的又は記述的な情報から構成され、財務諸表上、若しくは注記に、又は相互参照によって組み込まれる。

監査の対象となる財務諸表は、ガバナンスに責任を有する者の監督下で事業体の経営者により作成される、事業体の財務諸表である。

事務所 - 職業会計士の単独の業務実施者、パートナーシップ、法人、又はその他の事業体。

正規教育 - 会計教育プログラムの職場外の部分。

良好な実践 - 職業会計士*の教育*及び能力開発にとって必要不可欠と考えられ、職業専門家としての能力*の達成に必要な水準で実施される要素。

情報通信技術 (ICT) - データ及び情報の取得、管理、変換、又は通信に使用される、確立された新しい技術、技術、及びプロセス。

初期専門能力開発 (IPD) - 職業会計士志望者*が、職業会計士としての役割*を果たすことにつながる能力を最初に開発する学習及び能力開発*。

インプット測定 – インプットに基づく測定は、例えば、個人が講座に参加したり課題分野をカバーしたりするのに予想される時間数のような、学習及び能力開発*において行われる投資に焦点を当てる。

インプット・アプローチ – 職業会計士*が職業専門家としての能力*を開発し、維持するための学習活動の量を設定するアプローチ。

知的スキル – 問題を解決し、決定を行い、職業専門家としての判断を行うことができる職業会計士*の能力に関するスキル。

対人関係及びコミュニケーション・スキル – 他者と効果的に仕事をするための職業会計士*の能力に関するスキル。

学習及び能力開発 – 職業専門家のキャリアを通して行われる、職業専門家としての能力*の開発と維持の継続的なプロセス。

学習成果 – 特定の能力分野*において要求される知識、理解、及び適用の内容と深さ。

モニタリング – 職業専門家としての能力*が開発され、又は維持されているということを実証する証拠を収集し、査閲し、確認する体系的なプロセス。

組織的スキル – 利用可能な人材及び資源から最適な結果又は成果を得るために、組織と、又は組織において効果的に業務を進めていくことができる職業会計士*の能力に関するスキル。

アウトプット測定 – アウトプットに基づく測定は、職業会計士*が特定の能力を開発したかどうかに関心を当てる。

アウトプット・アプローチ – 職業会計士*に、学習成果*を達成することにより、彼らが職業専門家としての能力*を開発し、維持していることを実証するよう要求するアプローチ。

個人的スキル – 職業会計士*の個人としての姿勢及び行動に関するスキル。

実務経験 – 職業専門家としての能力の開発に関連する職場内及びその他の活動。

実務経験監督者 - 職業会計士志望者が十分な実務経験*を積むための指導、助言、及び支援に対する責任を有する職業会計士*。

(評価の) 予測妥当性 - 評価*に関して、評価活動*の内容が、評価することを意図した職業専門家としての能力*の特定の側面に関係しているかどうか。

職業会計士 - 会計専門職における役割を果たすために職業専門家としての能力を達成、実証、及びさらに開発し、かつ職業会計人組織又は許認可当局により指定された倫理規程に準拠することが求められる個人。

職業専門家会計教育 - 一般教育を基礎とする教育及び研修であり、(a) 職業専門家としての知識*、(b) 職業専門家としてのスキル*、及び(c) 職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢*から成る。

職業専門家会計教育プログラム - 職業会計士志望者*が、初期専門能力開発*の終了までに適切な職業専門家としての能力*を開発することを支援するために設計されるプログラム。それらは、大学、その他の高等教育提供者、IFAC 加盟団体、及び雇用主によって提供される学位や課程を通じて行われる正規教育*、及び職場内研修で構成されることがある。

職業専門家としての能力 - 定義された基準の役割*を果たす能力。

職業専門家としての判断 - 特定の職業専門家としての活動の性質と範囲、及び関心と関係を含む事実と状況に見合った、関連する研修、職業専門家としての知識、スキル及び経験の適用。

職業専門家としての知識 - 職業会計士*の知識の不可欠の基盤となる会計及びその他の事業規律の課題を構成する項目。

職業専門家としての懐疑心 - 誤謬又は不正による虚偽表示の可能性を示す状態に注意する場合の、疑念的な探究心と、監査証拠の批判的な評価を含む態度。

職業専門家としてのスキル - 職業会計士が、職業専門家としての能力を実証するために、技術的能力*並びに職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢*と合わせる、知的、対人関係及びコミュニケーション、個人的、及び組織的スキル。

職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢 - 職業会計士*を専門職の一員として特徴付ける特性。それは、職業専門家の行動と一般的に関連し、その行動特有の特徴を本質的に定義していると考えられる行動原則（例えば、倫理原則）を含む。

資格認定 - 職業会計士*としての資格認定とは、ある個人が、一定の期間内に、職業会計士*として認められる要件を満たしていると判断され、それを引続き維持していることを意味する。

振り返り活動 - 職業会計士*が、将来の行動を改善することを目的として、それぞれの（実際の又は擬似）経験を見直すことにより職業専門家としての能力*を、キャリアの全ての段階で継続的に開発する反復的プロセス。

関連する倫理要件 - 職業会計士*が従うべき倫理要件で、通常、国際会計士倫理基準審議会の国際的な職業会計士の倫理規程（国際的な独立性基準を含む）（IESBA 規程）と、より厳しい各国の要求事項で構成される。

(評価の) 信頼性 - 評価*に関して、評価活動*が、同じ組合せの状況の場合に同じ結果を一貫して生み出すかどうか、測定アプローチが同じ組合せの状況の場合に同じ結果を一貫して生み出す品質又は状態。

役割 - それに付随する特定の組合せの期待を持つ機能。

専門分野 - 職業会計士*の業務に関連する活動の分野で独特の能力を有する会員のグループに対する、加盟団体による正式な認定。

(評価の) 十分性 - 評価*に関して、評価活動*が深さと広さ、知識と応用のバランスを有しており、かつ様々な状況や背景に適用される異なる分野からの資料が組み合わせているかどうか。

(実務経験の) 十分性 - 実務経験*が深さと広さ、知識と応用のバランス、かつ適切な場合には、様々な状況や背景に適用される異なる分野からの資料の統合を有しているかどうか。

実務経験の広さは、役割の性質、習熟度、正規教育*のレベル、国及び地方の法律、規制当局の要求事項、職業専門家としての能力*に対する社会の期待のような要素に影響を受ける。

実務経験*の深さは、職務の多様性と複雑性、監督及びメンタリング・サポートの水準のような要素に影響を受ける。

技術的能力 - 技術的能力は、定められた水準の役割を果たすために職業専門家としての知識*を応用する能力として定義される。

研修 - 教育*と実務経験*を補完する学習及び能力開発*の活動。研修は実践的応用を強調し、通常職場又は模擬的な職務環境において行われる。

(評価の) 透明性 - 評価*に関して、評価の対象となる能力分野*や活動の時期など、評価活動*の詳細が公開されているかどうか。

妥当性 - 測定アプローチが測定すべきものを測定することを指す性質又は状態。

検証可能な証拠 - 客観的で、かつ証明が可能で、保管されている証拠。

業務記録 - 個人が管理する、完了した課題や業務の性質、並びにそれらの課題や業務の完了に要した時間の記録。業務記録は割り当てられた職務の完了の結果開発された能力の文書化も含むかもしれない。

国際教育基準第 1 号
職業専門家会計教育プログラムへの参加要件 (2014)

目次

	項
序説	
本基準の範囲	1-5
発効日	6
目的	7
要求事項	8-10
説明資料	
本基準の範囲	A1-A3
目的	A4-A6
要求事項	A7-A12

序説

本基準の範囲（A1 項-A3 項参照）

1. 本国際教育基準（IES）は、職業専門家会計教育プログラムへの参加に係る教育要件を設定し、コミュニケーションを行う際に用いられるべき原則を定めており、専門職への参加に関する要件は以下の基準で取り扱われている。
 - (a) IES 第2号「初期専門能力開発 - 技術的能力」（2021）
 - (b) IES 第3号「初期専門能力開発 - 職業専門家としてのスキル」（2021）
 - (c) IES 第4号「初期専門能力開発 - 職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢」（2021）
 - (d) IES 第5号「初期専門能力開発 - 実務経験」（2015）
 - (e) IES 第6号「初期専門能力開発 - 職業専門家としての能力の評価」（2015）
2. 本 IES は、国際会計士連盟（IFAC）加盟団体に向けたものである。IFAC 加盟団体は、職業専門家会計教育プログラムの参加要件を設定し、コミュニケーションを行う責任を持つ。さらに、本 IES は、職業専門家会計教育プログラムの実施及び実施を支援する教育機関、雇用主、規制当局、政府機関、及びその他の利害関係者にとっても有用となるであろう。
3. 本 IES は、職業会計士志望者が職業専門家会計教育プログラムの修了の合理的な見込みを持つことを確実にしつつ、IFAC 加盟団体の支援の下で職業専門家会計教育プログラムへの柔軟なアクセスを認めるという原則を説明している。本 IES は、(a) 修了の合理的な見込み、(b) 参加要件の適切性、及び(c) 様々な形態の参加要件について説明している。
4. 本 IES は、(a) 職業専門家会計教育プログラムにおける異なる道筋や、(b) ガバナンス及び規制の枠組みの様々な管轄区域による違いにより、管轄区域ごとに参加要件が異なる可能性があることを認識している。また、本 IES は、全面的な職業専門家としての資格の取得は、職業専門家会計教育プログラムの様々な出口の一つにすぎないことを認識している。
5. IES 及び「職業会計士と職業会計士志望者のための国際教育基準のフレームワーク」で用いられる主要な用語の定義及び説明は、国際会計教育基準審議会（IAESB）「用語集」（2021）に記載されている。

発効日

国際教育基準第 1 号
職業専門家会計教育プログラムへの参加要件（2014）

6. 本 IES は、2014 年 7 月 1 日から発効する。

目的（A4 項-A6 項参照）

7. 本 IES の目的は、公正、相応かつ公共の利益を守る職業専門家会計教育プログラムへの教育参加要件を定めることである。

要求事項（A7 項-A12 項参照）

8. IFAC 加盟団体は、参加への過剰な障壁を設けることなく、職業専門家会計教育プログラムの修了の合理的な見込みのある者のみに参加を認める職業専門家会計教育プログラムへの教育参加要件を定めなければならない。
9. IFAC 加盟団体は、教育参加要件を設定する際に用いられる原則の根拠を、関連する教育提供者及び職業会計士としてのキャリアを検討している個人を含む利害関係者に対して説明しなければならない。
10. IFAC 加盟団体は、職業専門家会計教育プログラムを修了する見込みがあるかどうかを個人が評価することを支援するために、関連情報を公に入手可能にしなければならない。

説明資料

本基準の範囲（第1項-第5項参照）

- A1. 職業専門家会計教育プログラムは、職業会計士志望者が初期専門能力開発（IPD）の終了までに適切な職業専門家としての能力を開発することを支援するために設計される。それらは、大学、その他の高等教育提供者、IFAC加盟団体、及び雇用主によって提供される学位や課程を通じて行われる正規教育、並びに職場内研修で構成されることがある。そのため、IPDの間の職業専門家会計教育プログラムの設計は、IFAC加盟団体以外の利害関係者からの相当量の協力を伴うことがある。
- A2. IFAC加盟団体は、職業専門家会計教育プログラムの参加要件について様々な水準の権限を持っている。例えば、一部の管轄区域では、参加要件は大学又は政府によって定められることがある。会計専門職に就くには様々な道筋がある。例えば、(a) 伝統的な学位水準からの参加、(b) 業界で働くことによる経験の蓄積、及び(c) 中等教育水準からの参加などがある。さらに、異なる管轄区域及びIFAC加盟団体には異なる労働市場上の課題がある。
- A3. IFAC加盟団体がその会員としての義務を満たすために取り得る数多くの措置がある。例えば、これは、IFAC加盟団体ではなく大学が職業専門家会計教育プログラムへの参加要件を定めている場合に例証されるかもしれない。この場合、IFAC加盟団体は、IESの目的を説明するために大学と協力し、この要求事項に準拠することで学生はIFAC加盟団体の会員として検討の対象になりやすいことについてコミュニケーションを行うかもしれない。

目的（第7項参照）

- A4. 全てのIESは、公共の利益を守るように設計されている。本IESは、職業会計士としてのキャリアを検討している個人が、十分な情報に基づいて教育上の選択を行うことができるよう支援する上で重要となる、職業専門家会計教育プログラムへの参加要件を取り扱うことによってこの目的を果たしている。これらの参加要件は、職業専門家会計教育プログラムへのアクセスが、これを修了する可能性が高い者に限定されることも定める。会計専門職への参加は、技術的能力、職業専門家としてのスキル、職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢、実務経験、並びに評価を取り扱ったIES第2号、第3号、第4号、第5号、及び第6号により担保されており、これらの基準は、会計専門職の会員が適切な水準の職業専門家としての能力を達成することを確実にするように設計されている。

国際教育基準第 1 号
職業専門家会計教育プログラムへの参加要件 (2014)

- A5. 本 IES は、十分な人数の質の高い職業会計士志望者の供給に関連する論点を取り扱うことにより公共の利益に資する。そのために、高過ぎる（専門職への参加への不必要な障壁を生じさせる）ものでもなく、また、低過ぎる（個人が教育を修了できるであろう可能性を誤って信じ得る）ものでもない職業専門家会計教育プログラムへの参加要件の原則を定めている。このような参加要件は、資源の効率的利用を助け、職業会計士としてのキャリアを検討している個人が十分な情報に基づいてキャリア判断を行う一助となることがある。
- A6. IFAC 加盟団体は、職業会計士としてのキャリアを検討している個人に対し、職業専門家会計教育プログラムを修了する者に期待される技術的能力、職業専門家としてのスキル、並びに職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢を周知することによって、効果的かつ効率的なキャリア判断に寄与することができる。個人は、必要な情報が提供されたときにのみ、十分な情報に基づいた決定を行うことができる。IFAC 加盟団体は、職業会計士としてのキャリアを検討している個人への助言が信頼性のある情報に基づいたものとなるように、継続的にデータを収集し、分析することができる。IFAC 加盟団体が提供する情報には、以下を含むことがある。
- (a) 職業専門家会計教育プログラムへの様々な入り口
 - (b) 職業会計士としてのキャリアを検討している個人に、修了する見込みがあると考える場合にのみ職業専門家会計教育プログラムを開始するように奨励すること
 - (c) 資格認定に関連した合格率
 - (d) 職業専門家会計教育プログラムに関連して期待されること及び費用についての透明性のある情報
 - (e) 職業専門家会計教育プログラムを修了した時点で習得されるべきスキル、知識、及び姿勢を定めた能力マップなどの自己診断ツール

要求事項 (第 8 項-第 10 項参照)

- A7. 修了の合理的な見込みを決定することは判断の問題であり、数多くの要素に左右される。この意図は、(a) 職業会計士としてのキャリアを検討している個人が職業専門家会計教育プログラムを開始するかどうかを決定する際に、できる限り十分な情報を得られるように支援し、(b) 職業専門家会計教育プログラムの提供者に対し、できる限り多くの有用かつ関連のある情報を共有するよう奨励することである。この文言は、異なる職業専門家会計教育プログラムに関して、各 IFAC 加盟団体によって異なる理解をされる可能性がある。IFAC 加盟団体は、いずれの職業専門家会計教育プログラムへの参加要件においても、職業会計士としてのキャリアを検討している個人が、職業会計士に要求される能力を開発することを可能とす

国際教育基準第1号
職業専門家会計教育プログラムへの参加要件（2014）

るために必要な基礎を提供することとなるように、修了の合理的な見込みに係る主要な要素を定めることができる。これは、(a) 経済、事業及び規制環境、(b) 必須の知識、(c) 習得することが期待される学習、(d) 会計専門家の役割、及び(e) その他の関連要素といった要素を勘案することを含むことがある。

- A8. 参加要件は、職業専門家会計教育プログラムを修了する上で必要となる技術的能力、職業専門家としてのスキル、並びに職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢に関連させて正当化されることがある。これは、大学の学位又は大学の学位課程を始めるために必要な資格を要求することを妨げるものではない。参加要件を定めるに当たり、IFAC 加盟団体は、それらが個々のケースで適切であるかどうか、また、それらが過剰でも不足でもないかどうかを検討することができる。参加への過剰な障壁は、ある特定の機関からの特定の科目の資格認定を定めることや、特定の業務経験についての最低限の期間を設けることなどを含むことがある。そのような過剰な障壁を避ける目的は、職業専門家会計教育プログラムそのもの又は会計専門職の基準を低下させることではなく、職業専門家会計教育プログラムへのアクセスに柔軟性を持たせるためである。それどころか、職業専門家会計教育プログラムには様々な入り口及び出口があり、また、IPD の達成には様々な方法がある。
- A9. 職業専門家会計教育プログラムは管轄区域及び種類によって異なることから、IFAC 加盟団体は異なる参加要件を採用することができる。例えば、一部の職業専門家会計教育プログラムでは、ある程度の数学基礎知識及び識字能力のみを参加要件にする可能性がある。反対に、ある特定の専門的役割に関する職業専門家会計教育プログラムの参加要件では、個人は大学の学位又は同等の資格を有していなければならないと定める可能性がある。
- A10. 職業会計士志望者は、業務経験、学習又は資格認定を含む様々な道筋を通じて、自らの (a) 技術的能力、(b) 職業専門家としてのスキル、及び(c) 職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢を開発してきている可能性がある。職業専門家会計教育プログラムへの道筋の柔軟性は、その教育の厳格さや IPD を完了するという職業会計士志望者に課された基準を決して低下させるものではない。IFAC 加盟団体は、職業専門家会計教育プログラムの修了の合理的な見込みのある全ての者を受け入れる柔軟性のある参加要件を採用することによって、これらの異なる道筋を反映させることができる。この柔軟性の目的は、職業専門家会計教育プログラムへの広範なアクセスを認めることであり、異なる種類の職業会計士を生み出すことではない。この柔軟性の一つの例は、IFAC 加盟団体が、資格取得前の参加要件（例え

国際教育基準第 1 号
職業専門家会計教育プログラムへの参加要件 (2014)

ば、大学の学位又は同等の資格)を特定するが、大学の学位のない者へも、例えば、適切な実務経験の期間があれば職業専門家会計教育プログラムへの直接的な参加を認める場合に見られる。

- A11. IFAC 加盟団体は、個人が職業専門家会計教育プログラムへの参加要件を満たしているということを判断するために用いられる具体的な規準を定めることができる。これらは、資格認定、課程、入学試験、又は経験を含むことがある。参加要件には資格認定、経験、又はその他 IFAC 加盟団体が適切であると考ええる要件のうちの一つ (又は組合せ) の評価を含むことがある。この情報は、例えば、職業専門家会計教育プログラムのパンフレットの発行や、IFAC 加盟団体のウェブサイトに掲載することなどを通じて、広く利用可能とすることができる。
- A12. IFAC 加盟団体は、職業会計士としてのキャリアを検討している個人に対し、取り扱われる内容、その水準及びプログラムで用いられる評価の方法を検討することを奨励することにより、個人が職業専門家会計教育プログラムを修了する見込みがあるかどうかの検討の手助けができる。

国際教育基準第2号
初期専門能力開発 - 技術的能力 (2021)

目次

	項
序説	
本基準の範囲	1-4
発効日	5
目的	6
要求事項	
技術的能力に係る学習成果	7
職業専門家会計教育プログラムの見直し	8
技術的能力の評価.....	9
説明資料	
本基準の範囲	A1-A6
目的	A7
技術的能力に係る学習成果	A8-A12
職業専門家会計教育プログラムの見直し	A13-A14
技術的能力の評価.....	A15-A16
付録1：習熟度の説明	

序説

本基準の範囲 (A1 項-A6 項参照)

1. 本国際教育基準 (IES) は、職業会計士志望者が、初期専門能力開発 (IPD) の終了までに達成することを要求される技術的能力に係る学習成果を定めている。技術的能力は、定められた水準の役割を果たすために職業専門家としての知識を適用する能力である。
2. 本 IES は、国際会計士連盟 (IFAC) 加盟団体に向けたものである。IFAC 加盟団体は、IPD が本 IES の要求事項を満たすことを確実にする責任を持つ。さらに、本 IES は、職業会計士志望者の学習及び能力開発を支援する教育機関、雇用主、規制当局、政府機関、及びその他の利害関係者にとっても有用となるであろう。
3. 本 IES は、IPD の終了までに職業会計士志望者に要求される技術的能力を説明する能力分野及び学習成果を定めている。IES 第3号「初期専門能力開発 - 職業専門家としてのスキル」(2021)、及び IES 第4号「初期専門能力開発 - 職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢」(2021) は、IPD におけるそれらの焦点分野に関連する能力分野及び学習成果を定めている。同時に、これらの IES は、IPD の終了までに職業会計士志望者に要求される職業専門家としての能力を説明する能力分野及び学習成果を定めている。
4. IES 及び「職業会計士と職業会計士志望者のための国際教育基準のフレームワーク」で用いられる主要な用語の定義及び説明は、国際会計教育基準審議会 (IAESB) 「用語集」(2021) に記載されている。

発効日

5. 本 IES は、2021 年 1 月 1 日から発効する。

目的 (A7 項参照)

6. 本 IES の目的は、職業会計士志望者が、職業会計士としての役割を果たすために、IPD の終了までに開発し、実証することが必要な技術的能力を定めることである。

要求事項

技術的能力に係る学習成果 (A8 項-A12 項参照)

7. IFAC 加盟団体は、職業会計士志望者が IPD の終了までに達成すべき技術的能力に係る学習成果を定めなければならない。これらの学習成果は、表 A に掲げられた学習成果を含まなければならない。

表A：技術的能力に係る学習成果

能力分野 (習熟度のレベル ¹)	学習成果
(a) 財務会計及び報告 (中級)	(i) 会計原則を取引及びその他の事象に適用する。
	(ii) 国際財務報告基準 (IFRS) 又はその他の関連する基準を取引及びその他の事象に適用する。
	(iii) 財務諸表を作成するために用いられる会計方針の適切性を評価する。
	(iv) IFRS 又はその他の関連する基準に従って、連結財務諸表を含む財務諸表を作成する。
	(v) 財務諸表及び関連する開示を解釈する。
	(vi) 非財務データ及び情報を含む報告書を解釈する。
(b) 管理会計 (中級)	(i) 計画及び予算作成、原価管理、品質管理、業績測定並びに比較分析を含む主題に対する経営意思決定を支援するデータ及び情報を作成する。
	(ii) 製品原価計算、差異分析、棚卸資産管理、並びに予算作成及び予測作成を含む経営意思決定を支援するような技法を適用する。
	(iii) 適切な定量的技法を原価動向及びコスト・ドライバーを分析するために適用する。
	(iv) 経営意思決定を支援するデータ及び情報を分析する。
	(v) 製品及び事業セグメントの業績を評価する。

¹ IPD 終了までに達成すべき能力分野に係る習熟度 (付録1 参照)。

国際教育基準第2号
初期専門能力開発 - 技術的能力 (2021)

能力分野 (習熟度のレベル ¹)	学習成果
(c) ファイナンス及び 財務管理 (中級)	(i) 銀行貸付、金融商品、並びに債券、株式及び国債市場を含む組織が活用できる様々な資金調達源を比較する。
	(ii) 組織のキャッシュ・フロー及び必要運転資本を分析する。
	(iii) 比率分析、トレンド分析、及びキャッシュ・フロー分析を含む技法を用いて組織の現在及び将来の財政状態を分析する。
	(iv) 組織の資本コストを計算するために用いる構成要素の適切性を評価する。
	(v) 資本投資の決定の評価において資本予算の技法を適用する。
	(vi) 投資決定、事業計画、及び長期財務管理のために用いられる収益、資産、及び市場評価アプローチを説明する。
(d) 税務 (中級)	(i) 国内税務の遵守規定及び申告規定を説明する。
	(ii) 個人及び組織の直接税及び間接税の計算を行う。
	(iii) 複雑ではない国際取引に関連して生じる税務上の問題点を分析する。
	(iv) タックス・プランニング、租税回避、及び脱税の違いを説明する。
(e) 監査及び保証 (中級)	(i) 財務諸表の監査の実施の際に関連する目的及び段階を説明する。
	(ii) 財務諸表の監査に適用される国際監査基準又はその他の関連する監査基準、法律及び規則を適用する。
	(iii) 財務諸表中の重要な虚偽表示リスクを評価し、監査戦略への影響を検討する。
	(iv) 監査業務で用いられる定量的手法を適用する。
	(v) 判断を伝え、意思決定を行い、理路整然とした結論を導くために、矛盾する証拠を含む、関連する監査証拠を識別する。
	(vi) 十分かつ適切な監査証拠が入手されたかどうか結論を下す。
	(vii) 保証業務の主要な要素及び保証業務に関連して適用される基準を説明する。

国際教育基準第2号
初期専門能力開発 - 技術的能力 (2021)

能力分野 (習熟度のレベル ¹)	学習成果
(f) ガバナンス、リスク管理及び内部統制 (中級)	<p>(i) 所有者、投資者、及びガバナンスに責任を有する者の権利と責任を含めて、良好なガバナンスの原則、つまり、ガバナンス、開示、及び透明性の要求事項における利害関係者の役割を説明する。</p> <p>(ii) 組織のガバナンスの枠組みの構成要素を分析する。</p> <p>(iii) 組織のリスク及び好機をリスク管理の枠組みを用いて分析する。</p> <p>(iv) 財務報告に関連する内部統制の構成要素を分析する。</p> <p>(v) データ及び情報を収集、生成、保存、アクセス、使用又は共有するためのシステム、プロセス及び統制の適切性を分析する。</p>
(g) 事業上の法律及び規則 (中級)	<p>(i) 法人の様々な形態が準拠する法律及び規則を説明する。</p> <p>(ii) 職業会計士が業務を行う環境に適用される法律及び規則を説明する。</p> <p>(iii) データ及び情報を収集、生成、保存、アクセス、使用又は共有する際にデータ保護及びプライバシー規則を適用する。</p>
(h) 情報通信技術 (中級)	<p>(i) 組織環境及びビジネスモデルに対する情報通信技術 (ICT) の発展の影響を説明する。</p> <p>(ii) ICT がどのようにデータ分析及び意思決定を支援しているかを説明する。</p> <p>(iii) 組織のリスクの識別、報告及び管理を、ICT がどのように組織におけるリスクの識別、報告及び管理を支援しているかを説明する。</p> <p>(iv) データ及び情報を分析するために ICT を利用する。</p> <p>(v) コミュニケーションの効率性及び有効性を高めるために ICT を利用する。</p> <p>(vi) 組織のシステムの効率性及び有効性を高めるために ICT を適用する。</p> <p>(vii) ICT プロセスと統制の適切性を分析する。</p> <p>(viii) ICT プロセスと統制に対する改善点を識別する。</p>

能力分野 (習熟度のレベル ¹)	学習成果
(i) 経営及び組織環境 (中級)	(i) 主要な経済的、法律的、規制的、政治的、技術的、社会的、及び文化的な側面を含めて、組織が事業を行う環境を説明する。
	(ii) 国際貿易及び金融に影響を及ぼすグローバル環境の側面を分析する。
	(iii) 多国籍企業、及び新興市場の役割を含めた、グローバリゼーションの特徴を識別する。
(j) 経済 (基礎)	(i) ミクロ経済及びマクロ経済の基本原則を説明する。
	(ii) マクロ経済指標の変動が事業活動に及ぼす影響を説明する。
	(iii) 完全競争、独占的競争、独占、及び寡占を含む、様々な種類の市場構造を説明する。
(k) 経営戦略及び管理 (中級)	(i) 組織が設計され組成される様々な方法を説明する。
	(ii) 組織内の異なる種類の機能上及び経営上の分野の目的と重要性を説明する。
	(iii) 組織の戦略に影響を及ぼす可能性がある外的及び内的要因を分析する。
	(iv) 組織の戦略を策定し実施するために用いられる可能性があるプロセスを説明する。
	(v) 組織行動の諸理論が、個人、チーム、及び組織の業績を向上させるためにどのように活用される可能性があるかを説明する。

職業専門家会計教育プログラムの見直し (A13 項-A14 項参照)

8. IFAC 加盟団体は、本 IES における学習成果を達成するために設計される職業専門家会計教育プログラムを定期的に見直し、更新しなければならない。

技術的能力の評価 (A15 項-A16 項参照)

9. IFAC 加盟団体は、職業会計士志望者の技術的能力を評価するための適切な評価活動を確立しなければならない。

説明資料

本基準の範囲 (第1項-第4項参照)

- A1. 職業会計士志望者は、IPDの一環として職業専門家会計教育プログラムを開始した個人である。IPDは、職業会計士志望者が職業会計士としての役割を果たすことにつながる能力を最初に開発するための学習及び能力開発である。IPDは、一般教育の上に構築され、職業専門家会計教育、実務経験、及び評価を含む。IPDは、職業会計士志望者が会計専門職における選択された役割に必要なとされる職業専門家としての能力を実証することができるまで続く。
- A2. 国際的には、職業会計士の資格認定 (又は免許交付) の時点を決する法律及び規則上の大きな違いがある。各IFAC加盟団体は、会員のためにIPDの終了時と資格認定 (又は免許交付) の時点との適切な関係を定めることができる。
- A3. IPDに技術的能力を含めることは、職業会計士としての役割を果たすための基礎を成す。技術的能力のさらなる開発は、IES第7号「継続的専門能力開発」(2020)で扱われているように、継続的専門能力開発 (CPD) の中心となる。
- A4. 職業専門家としての能力は、多くの異なる方法で説明し、分類することができる。IESにおいては、職業専門家としての能力は、定められた水準の役割を果たす能力である。職業専門家としての能力は、原則、基準、概念、事実、及び手続に関する知識以上のものであり、(a) 技術的能力、(b) 職業専門家としてのスキル、及び(c) 職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢の統合と応用である。
- A5. 能力分野は、一組の関連する学習成果を定められるカテゴリーである。技術的能力における能力分野は、財務会計及び報告、税務、並びに経済を含む。職業専門家としてのスキルにおける能力分野は、知的及び組織的スキルを含む。そして、職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢における能力分野は、倫理原則並びに職業専門家としての懐疑心及び職業専門家としての判断を含む。
- A6. 学習成果は、定められた各能力分野に要求される知識、理解、及び応用の内容と深さを規定する。学習成果は、職務環境又は職業専門家会計教育プログラムの中で達成することができる。

目的 (第6項参照)

- A7. 職業会計士志望者が開発し、実証することが必要な技術的能力を定めることは、幾

つかの目的に資する。それは公共の利益を守り、職業会計士の業務の品質を向上させ、会計専門職の信頼性を高める。

技術的能力に係る学習成果 (第7項参照)

- A8. 表Aでは、将来の会計上の専門分野や役割にかかわらず、職業会計士志望者が IPD の終了までに達成すべき技術的能力に係る学習成果を掲げている。これらの学習成果は、職業会計士が、例えば監査エンゲージメント・パートナーや税務専門家などの異なる会計上の役割における専門分野を開発することを可能にする基礎を提供する。
- A9. 職業専門家会計教育プログラムの設計上、表Aに掲げられた11の能力分野は、規定の課程や科目の名称とは一致しないことがある。また、一つの能力分野に関連する学習成果が、その分野に焦点を置いた複数の課程や科目にまたがって達成されることがある。例えば、財務会計及び報告の学習成果は二つ以上の財務会計及び報告の課程や科目にまたがって達成されることがある。一部の学習成果の達成は、いずれの能力分野にも単独で焦点を置いていないような幾つかの異なる課程や科目にまたがって広がる可能性がある。例えば、情報通信技術の学習成果は管理会計や監査・保証に焦点を置いた課程の関連資料を統合させることによって達成できる可能性がある。さらに、職業専門家会計教育プログラムに含まれる能力分野の順番は、表Aに記載された順番とは異なることがある。例えば、経済は表A中の能力分野の一覧の最後の方に掲げられているが、職業専門家会計教育プログラムのかかなり早い段階で取り扱うことができる。
- A10. 習熟度を説明し、分類する多くの方法がある。IAESB が策定した説明は付録1「習熟度の説明」に掲載されている。
- A11. 表Aでは、各能力分野は、職業会計士志望者が IPD の終了までに達成することが期待される習熟度が割り振られている。これらの習熟度は、関連のある学習成果が実証されることが期待される状況を示している。能力分野の学習成果と習熟度は、併せて IFAC 加盟団体がその職業専門家会計教育プログラムを設計するのに役立つ情報を提供する。
- A12. 職業専門家会計教育プログラムにおいて、IFAC 加盟団体は、(a) 追加的な能力分野を含める、(b) 一部の能力分野の習熟度を引き上げる、又は(c) 本 IES に定められていない追加的な学習成果を策定することができる。こうした状況は、IFAC 加盟団体が、職業会計士志望者に、特定の産業部門 (例えば、公共部門) で又は特定

の役割（例えば、管理会計士や監査人）で働くために準備させる場合に生じることがある。

職業専門家会計教育プログラムの見直し（第8項参照）

- A13. 職業専門家会計教育プログラムは、職業会計士志望者が IPD の終了までに適切な職業専門家としての能力を開発することを支援するために設計される。当該プログラムは、大学、その他の高等教育提供者、IFAC 加盟団体、及び雇用主によって提供される資格や課程を通じて行われる正規教育、並びに職場内研修を含むことがある。職業専門家会計教育プログラムの設計は、IFAC 加盟団体以外の利害関係者からの相当量の協力を伴うことがある。
- A14. 職業専門家会計教育プログラムを定期的に見直し、更新するという要求事項は、職業会計士が業務を行う変化の激しい複雑な環境を反映する。典型的な見直しの周期は三から五年であるが、例えば職業会計士に関する法律、規則、及び基準の変更を考慮するため、より頻繁に見直しを行うことが適切な場合がある。

技術的能力の評価（第9項参照）

- A15. IES 第6号「初期専門能力開発 - 職業専門家としての能力の評価」（2015）は、技術的能力及び職業専門家としての能力のその他の要素を評価するために用いられる評価活動の設計に適用する原則を定めている。
- A16. 様々な評価活動を、職業会計士志望者の技術的能力を評価するために用いることができる。適切な評価活動は、(a) 短答式の質問で構成される筆記試験、(b) ケース・スタディー、(c) 小論文、(d) 客観テスト、(e) 職場内評価、及び(f) IPD の観点から免除を与えることになる過去の学習の評価などを含むことがある。

習熟度の説明

この習熟度の説明は、IAESBの国際教育基準（IES）第2号、第3号、及び第4号などの公表物での学習成果の用語の理解の一助となる。ここでは三つの習熟度を説明する。これらの説明は、学習成果とともに、加盟団体が様々な職業専門家会計の役割及び専門分野のために、その職業専門家会計教育プログラムを設計する上で役立つ情報を提供する。

習熟度のレベル	説明
基礎	<p>一般的に、能力分野における学習成果は以下に焦点を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 適切な監督下で作業を行いながら業務を完了するために、技術的能力の関連分野の基本原則及び理論を定義、説明、要約、及び解釈すること ● 適切な職業専門家としてのスキルを使って割り当てられた業務を遂行すること ● 割り当てられた業務を遂行するに当たり、職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢の重要性を認識すること ● 単純な問題を解決し、複雑な業務や問題を監督者又は専門知識を有する者に照会すること ● 口頭及び書面によるコミュニケーションを用い、分かりやすい方法で情報を提供し、考えを説明すること <p>基礎レベルの学習成果は、低水準の不明確性、複雑性、及び不確実性に特徴付けられる職務環境に関係する。</p>

国際教育基準第2号
 初期専門能力開発 - 技術的能力 (2021)

習熟度のレベル	説明
中級	<p>一般的に、能力分野における学習成果は以下に焦点を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 割り当てられた職務を完了し、意思決定を行うために、技術的能力の関連分野から基本原則及び理論を独力で適用、比較、及び分析すること ● 割り当てられた職務を完了するために、技術的能力及び職業専門家としてのスキルを組み合わせること ● 割り当てられた職務に職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢を適用すること ● 会計及び会計以外の利害関係者に対して、口頭及び書面によるコミュニケーションを用い、分かりやすい方法で情報を提示し、考えを説明すること <p>中級レベルの学習成果は、中水準の不明確性、複雑性、及び不確実性に特徴付けられる職務環境に関係する。</p>
上級	<p>一般的に、能力分野における学習成果は以下に焦点を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プロジェクトや割り当てられた職務を管理及び指揮し、利害関係者のニーズに適切な提案を行うために、技術的能力の様々な分野から原則及び理論を選択し、統合すること ● プロジェクトや割り当てられた職務を管理及び指揮するために、技術的能力と職業専門家としてのスキルを統合すること ● 職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢に立脚する適切な行動指針を判断すること ● 限られた監督下で複雑な問題を評価、調査、及び解決すること ● 複雑な問題及び論点を予測し、適切に相談し、解決策を見つけること ● 幅広い利害関係者に対して、説得力のある方法で関連情報を一貫して提示し、説明すること <p>上級レベルの学習成果は、高水準の不明確性、複雑性、及び不確実性に特徴付けられる職務環境に関係する。</p>

国際教育基準第3号
初期専門能力開発 - 職業専門家としてのスキル (2021)

目次

	項
序説	
本基準の範囲	1-4
発効日	5
目的	6
要求事項	
職業専門家としてのスキルに係る学習成果.....	7
職業専門家会計教育プログラムの見直し	8
職業専門家としてのスキルの評価	9
説明資料	
本基準の範囲	A1-A7
目的	A8
職業専門家としてのスキルに係る学習成果.....	A9-A14
職業専門家会計教育プログラムの見直し	A15-A16
職業専門家としてのスキルの評価	A17-A19
付録1：習熟度の説明	

序説

本基準の範囲 (A1 項-A7 項参照)

1. 本国際教育基準 (IES) は、職業会計士志望者が、初期専門能力開発 (IPD) の終了までに達成することを要求される職業専門家としてのスキルに係る学習成果を定めている。職業専門家としてのスキルは、職業会計士が、職業専門家としての能力を実証するために、技術的能力並びに職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢と合わせる、(a) 知的、(b) 対人関係及びコミュニケーション、(c) 個人的、及び (d) 組織的スキルである。
2. 本 IES は、国際会計士連盟 (IFAC) 加盟団体に向けたものである。IFAC 加盟団体は、IPD が本 IES の要求事項を満たすことを確実にする責任を持つ。さらに、本 IES は、職業会計士志望者の学習及び能力開発を支援する教育機関、雇用主、規制当局、政府機関、及びその他の利害関係者にとっても有用となるであろう。
3. 本 IES は、IPD の終了までに職業会計士志望者に要求される職業専門家としてのスキルを説明する能力分野及び学習成果を定めている。IES 第2号「初期専門能力開発-技術的能力」(2021)、及び IES 第4号「初期専門能力開発-職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢」(2021) は、IPD におけるそれらの焦点分野に関連する能力分野及び学習成果を定めている。同時に、これらの IES は、IPD の終了までに職業会計士志望者に要求される職業専門家としての能力を説明する能力分野及び学習成果を定めている。
4. IES 及び「職業会計士と職業会計士志望者のための国際教育基準のフレームワーク」で用いられる主要な用語の定義及び説明は、国際会計教育基準審議会 (IAESB) 「用語集」(2021) に記載されている。

発効日

5. 本 IES は、2021 年 1 月 1 日から発効する。

目的 (A8 項参照)

6. 本 IES の目的は、職業会計士志望者が、職業会計士としての役割を果たすために、IPD の終了までに開発し、実証することが必要な職業専門家としてのスキルを定めることである。

要求事項

職業専門家としてのスキルに係る学習成果 (A9 項-A14 項参照)

7. IFAC 加盟団体は、職業会計士志望者が IPD の終了までに達成すべき職業専門家としてのスキルに係る学習成果を定めなければならない。これらの学習成果は、表 A に掲げられた学習成果を含まなければならない。

表A：職業専門家としてのスキルに係る学習成果

能力分野 (習熟度のレベル ¹)	学習成果
(a) 知的 (中級)	(i) 調査、統合、及び分析により諸情報源及び諸視点からデータ及び情報を評価する。
	(ii) 課題を解決し、判断を伝え、意思決定を行い、理路整然とした結論を導くために、批判的思考スキルを適用する。
	(iii) いつ専門家と相談するのが適切か識別する。
	(iv) 体系立っていない、多面的問題に対する解決策を提言する。
	(v) 課題を解決し、判断を伝え、意思決定を行い、理路整然とした結論を導くために変化していく環境または新しい情報に効果的に対応する。
(b) 対人関係及びコミュニケーション (中級)	(i) 組織の目標に向かって職務を遂行するに当たって、共同作業、協力関係及びチームワークを実証する。
	(ii) 提示、議論、及び報告を行うときは、公式、非公式のいずれの状況においても、明確かつ簡潔にコミュニケーションを行う。
	(iii) 全てのコミュニケーションにおいて文化的及び言語的違いを認識していることを実証する。
	(iv) 積極的傾聴及び効果的なインタビュー技法を適用する。
	(v) 解決策や同意に至るための交渉スキルを適用する。
	(vi) 対立を最小にするか解消したり、問題を解決したり機会を最大にするために相談スキルを適用する。
	(vii) 意見を提示し、支援及びコミットメントを他者が提供するよう促す。

¹ IPD 終了までに達成すべき能力分野に係る習熟度 (付録1 参照)。

国際教育基準第3号
初期専門能力開発 - 職業専門家としてのスキル (2021)

能力分野 (習熟度のレベル ¹)	学習成果
(c) 個人的 (中級)	(i) 生涯にわたる学習へのコミットメントを実証する。
	(ii) 振り返り活動や他者からのフィード・バックを通じて高い自らの成果や監視の基準を定める。
	(iii) 職業専門家としてのコミットメントの達成に向けて時間と資源を管理する。
	(iv) 課題を想定し、可能性のある解決策を計画する。
	(v) 新たな機会に対して偏見のない態度を適用する。
	(vi) 個人的及び組織的偏向の潜在的な影響を識別する。
(d) 組織的 (中級)	(i) 定められた期日に間に合うように確立した実務に従い任務を請け負う。
	(ii) 組織の品質基準を遵守しているかどうかを判断するために自身及び他者の業務を査閲する。
	(iii) 他者に動機を与え他者の能力が開発されるように人事管理スキルを適用する。
	(iv) 任務を遂行するために権限委譲スキルを適用する。
	(v) 組織の目標に向かって業務を進めるに当たって、他者に影響を与えるためのリーダーシップ・スキルを適用する。

職業専門家会計教育プログラムの見直し (A15 項-A16 項参照)

8. IFAC 加盟団体は、本 IES における学習成果を達成するために設計される職業専門家会計教育プログラムを定期的に見直し、更新しなければならない。

職業専門家としてのスキルの評価 (A17 項-A19 項参照)

9. IFAC 加盟団体は、職業会計士志望者の職業専門家としてのスキルを評価するための適切な評価活動を確立しなければならない。

説明資料

本基準の範囲 (第1項-第4項参照)

- A1. 職業会計士志望者は、IPDの一環として職業専門家会計教育プログラムを開始した個人である。IPDは、職業会計士志望者が職業会計士としての役割を果たすことにつながる能力を最初に開発するための学習及び能力開発である。IPDは、一般教育の上に構築され、職業専門家会計教育、実務経験、及び評価を含む。IPDは、職業会計士志望者が会計専門職における選択された役割に必要なとされる職業専門家としての能力を実証することができるまで続く。
- A2. 国際的には、職業会計士の資格認定 (又は免許交付) の時点を決する法律及び規則上の大きな違いがある。各IFAC加盟団体は、会員のためにIPDの終了時と資格認定 (又は免許交付) の時点との適切な関係を定めることができる。
- A3. 職業専門家としての能力は、多くの異なる方法で説明し、分類することができる。IESにおいては、職業専門家としての能力は、定められた水準の役割を果たす能力である。職業専門家としての能力は、原則、基準、概念、事実、及び手続に関する知識以上のものであり、(a) 技術的能力、(b) 職業専門家としてのスキル、及び(c) 職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢の統合と応用である。
- A4. IPDに職業専門家としてのスキルを含めることは、職業会計士としての役割を果たすための基礎を成す。職業専門家としてのスキルのさらなる開発は、IES第7号「継続的専門能力開発」(2020)で扱われているように、継続的専門能力開発(CPD)の中心となる。
- A5. 本IESにおいて、職業専門家としてのスキルは四つの能力分野に分類される。
- (a) 「知的」は、問題を解決し、決定を行い、変化に適応し、職業専門家としての判断を行うことができる職業会計士の能力に関係する
 - (b) 「対人関係及びコミュニケーション」は、他者と効果的に業務を進めて行き、対話することができる職業会計士の能力に関係する
 - (c) 「個人的」は、職業会計士の個人としての姿勢及び行動に関係する
 - (d) 「組織的」は、利用可能な人材及び資源から最適な結果又は成果を得るために、組織と、又は組織において効果的に仕事を進めていくことができる職業会計士の能力に関係する。
- A6. 能力分野は、一組の関連する学習成果を定められるカテゴリーである。職業専門家としてのスキルにおける能力分野は、知的及び組織的を含む。技術的能力における

能力分野は、財務会計及び報告、税務並びに経済を含む。そして、職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢における能力分野は、倫理原則並びに職業専門家としての懐疑心及び職業専門家としての判断を含む。

- A7. 学習成果は、定められた各能力分野に要求される知識、理解、及び応用の内容と深さを規定する。学習成果は、職務環境又は職業専門家会計教育プログラムの中で達成することができる。

目的 (第6項参照)

- A8. 職業会計士志望者が IPD の終了までに開発し、実証することが必要な職業専門家としてのスキルを定めることは、幾つかの目的に資する。それは公共の利益を守り、職業会計士の業務の品質を向上させ、会計専門職の信頼性を高める。

職業専門家としてのスキルの学習成果 (第7項参照)

- A9. 表Aでは、将来の会計上の専門分野や役割にかかわらず、職業会計士志望者が IPD の終了までに達成すべき職業専門家としてのスキルに係る学習成果を掲げている。これらの学習成果は、職業会計士が、例えば監査エンゲージメント・パートナーや税務専門家などの異なる会計上の役割における専門分野を開発することを可能にする基礎を提供する。
- A10. 職業専門家会計教育プログラムの設計上、表Aに掲げられた四つの能力分野は、規定の課程や科目の名称とは一致しないことがある。また、一つの能力分野 (例えば、組織的におけるもの) に関連する学習成果が、その分野に焦点を置いた複数の課程や科目にまたがって達成されることがある。一部の学習成果 (例えば、知的におけるもの) の達成は、いずれの能力分野にも単独で焦点を置いていないような幾つかの異なる課程や科目にまたがって広がる可能性がある。
- A11. 習熟度を説明し、分類する多くの方法がある。IAESB が策定した説明は付録1「習熟度の説明」に掲載されている。
- A12. 表Aでは、各能力分野は、職業会計士志望者が IPD の終了までに達成することが期待される習熟度が割り振られている。これらの習熟度は、関連のある学習成果が実証されることが期待される状況を示している。能力分野の学習成果と習熟度は、併せて IFAC 加盟団体がその職業専門家会計教育プログラムを設計するのに役立つ情報を提供する。

- A13. 職業専門家会計教育プログラムにおいて、IFAC 加盟団体は、(a) 追加的な能力分野を含める、(b) 一部の能力分野の習熟度を引き上げる、又は(c) 本 IES に定められていない追加的な学習成果を策定することができる。こうした状況は、IFAC 加盟団体が、職業会計士志望者に、特定の産業部門（例えば、公共部門）で又は特定の役割（例えば、管理会計士や監査人）で働くために準備させる場合に生じることがある。
- A14. IFAC 加盟団体、教育者、及びその他の利害関係者は、国家的及び文化的環境に配慮した上で、職業専門家としてのスキルの学習及び能力開発に最も適切なアプローチを識別することが奨励される。適切なアプローチには、体系的な学習プログラムと実務経験を組み合わせた、学習及び能力開発が融合する活動が含まれる可能性がある。例えば、実務経験監督者は、職業会計士志望者が、その職場内で職業専門家としてのスキルを開発するのを手助けするのに重要な役割を果たす。

職業専門家会計教育プログラムの見直し（第8項参照）

- A15. 職業専門家会計教育プログラムは、職業会計士志望者が IPD の終了までに適切な職業専門家としての能力を開発することを支援するために設計される。当該プログラムは、大学、その他の高等教育提供者、IFAC 加盟団体、及び雇用主によって提供される資格や課程を通じて行われる正規教育、並びに職場内研修を含むことがある。職業専門家会計教育プログラムの設計は、IFAC 加盟団体以外の利害関係者からの相当量の協力を伴うことがある。
- A16. 職業専門家会計教育プログラムを定期的に見直し、更新するという要求事項は、職業会計士が業務を行う変化の激しい複雑な環境を反映する。典型的な見直しの周期は三から五年であるが、例えば職業会計士に関係する法律、規則、及び基準の変更を考慮するため、より頻繁に見直しを行うことが適切な場合がある。

職業専門家としてのスキルの評価（第9項参照）

- A17. IES 第6号「初期専門能力開発 - 職業専門家としての能力の評価」（2015）は、職業専門家としてのスキル及び職業専門家としての能力のその他の要素を評価するために用いられる評価活動の設計に適用する原則を定めている。
- A18. 様々な評価活動を、職業会計士志望者の職業専門家としてのスキルを評価するために用いることができる。職場におけるシミュレーション又はグループ演習は、職業専門家会計教育プログラムにおいて職業会計士志望者が職業専門家としてのスキルに関連する学習成果の達成を開発し、実証するのを可能にする活動の例であ

る。職業会計士志望者は、実務経験によっても、彼らの職業専門家としてのスキルを実証するための評価活動に参加することができる。そのような活動の例としては、(a) 日誌を付ける、(b) 360度評価に参加する、(c) 学習成果達成の証拠となる書類をまとめる、又は(d) 実務経験監督者の監視を受けるといった例がある。

- A19. 職場での職業専門家としてのスキルの評価は、高度な信頼性、妥当性、公平性、透明性、及び十分性を達成するために、筆記試験によるものとは異なるアプローチが必要となることがある。例えば、能力評価の設計は以下を含むことがある。
- (a) 曖昧さを最小限に抑え、評価の信頼性及び透明性を向上させるための、明確で詳細にされた学習成果の仕様
 - (b) 評価担当者間の一貫性と職業会計士志望者間の公平性を達成するための、職場内評価者の研修
 - (c) 職業専門家としてのスキルの十分、公平かつ信頼のおける評価を提供するための、職場におけるシミュレーションの創造

習熟度の説明

この習熟度の説明は、IAESBの国際教育基準(IES)第2号、第3号、及び第4号などの公表物での学習成果の用語の理解の一助となる。ここでは三つの習熟度を説明する。これらの説明は、学習成果とともに、加盟団体が様々な職業専門家会計の役割及び専門分野のために、その職業専門家会計教育プログラムを設計する上で役立つ情報を提供する。

習熟度のレベル	説明
基礎	<p>一般的に、能力分野における学習成果は以下に焦点を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 適切な監督下で作業を行いながら業務を完了するために、技術的能力の関連分野の基本原則及び理論を定義、説明、要約、及び解釈すること ● 適切な職業専門家としてのスキルを使って割り当てられた業務を遂行すること ● 割り当てられた業務を遂行するに当たり、職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢の重要性を認識すること ● 単純な問題を解決し、複雑な業務や問題を監督者又は専門知識を有する者に照会すること ● 口頭及び書面によるコミュニケーションを用い、分かりやすい方法で情報を提供し、考えを説明すること <p>基礎レベルの学習成果は、低水準の不明確性、複雑性、及び不確実性に特徴付けられる職務環境に関係する。</p>

国際教育基準第3号
初期専門能力開発 - 職業専門家としてのスキル (2021)

習熟度のレベル	説明
中級	<p>一般的に、能力分野における学習成果は以下に焦点を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 割り当てられた職務を完了し、意思決定を行うために、技術的能力の関連分野から基本原則及び理論を独力で適用、比較及び分析すること ● 割り当てられた職務を完了するために、技術的能力及び職業専門家としてのスキルを組み合わせること ● 割り当てられた職務に職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢を適用すること ● 会計及び会計以外の利害関係者に対して、口頭及び書面によるコミュニケーションを用い、分かりやすい方法で情報を提示し、考えを説明すること <p>中級レベルの学習成果は、中水準の不明確性、複雑性、及び不確実性に特徴付けられる職務環境に関係する。</p>
上級	<p>一般的に、能力分野における学習成果は以下に焦点を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プロジェクトや割り当てられた職務を管理及び指揮し、利害関係者のニーズに適切な提案を行うために、技術的能力の様々な分野から原則及び理論を選択し、統合すること ● プロジェクトや割り当てられた職務を管理及び指揮するために、技術的能力と職業専門家としてのスキルを統合すること ● 職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢に立脚する適切な行動指針を判断すること ● 限られた監督下で複雑な問題を評価、調査及び解決すること ● 複雑な問題及び論点を予測し、適切に相談し、解決策を見つけること ● 幅広い利害関係者に対して、説得力のある方法で関連情報を一貫して提示し、説明すること <p>上級レベルの学習成果は、高水準の不明確性、複雑性、及び不確実性に特徴付けられる職務環境に関係する。</p>

国際教育基準第4号

初期専門能力開発 - 職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢 (2021)

目次

	項
序説	
本基準の範囲	1-6
発効日	7
目的	8
要求事項	
職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢のフレームワーク	9
関連する倫理要件	10
職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢に係る学習成果	11
職業専門家会計教育プログラムの見直し	12
振り返り活動	13
職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢の能力評価	14
説明資料	
IAASB 及び IESBA 公表物に含まれている定義の参照	A1
本基準の範囲	A2-A10
目的	A11
職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢のフレームワーク	A12-A14
関連する倫理要件	A15
職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢に係る学習成果	A16-A31
職業専門家会計教育プログラムの見直し	A32-A33
振り返り活動	A34-A38
職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢の能力評価	A39-A42
付録1：習熟度の説明	

序説

本基準の範囲 (A2 項-A10 項参照)

1. 本国際教育基準 (IES) は、職業会計士志望者が、職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢について、初期専門能力開発 (IPD) の終了までに達成することを要求される学習成果を定めている。職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢は、専門職の一員としての職業会計士を識別する特性である。それらは、職業専門家としての行動の固有な特性を定義する上で一般的に関連付けられ、必須であると考えられる行動の原則 (例えば、倫理原則) を含む。
2. 本 IES は、国際会計士連盟 (IFAC) 加盟団体に向けたものである。IFAC 加盟団体は、IPD が本 IES の要求事項を満たすことを確実にする責任を持つ。さらに、本 IES は、職業会計士志望者の学習及び能力開発を支援する教育機関、雇用主、規制当局、政府機関、及びその他の利害関係者にとっても有用となるであろう。
3. 学習及び能力開発は、職業会計士のキャリアを通じて継続して行われるものである。そのため、IPD の間に達成する職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢は、職業会計士のキャリアが変化し、職業会計士がより幅広い倫理上の脅威にさらされるようになる中で行われる継続的専門能力開発 (CPD) にも関係するものである。
4. 本 IES では、関連する倫理要件を職業専門家会計教育に統合している。これらの関連する倫理要件は、通常、倫理の五つの基本原則¹ (誠実性、客観性、職業専門家としての能力及び正当な注意、秘密保持、並びに職業専門家としての行動) を定めている。
5. 本 IES は、IPD の終了までに職業会計士志望者に要求される職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢に関する能力分野及び学習成果を定めている。IES 第2号「初期専門能力開発 - 技術的能力」(2021)、及び IES 第3号「初期専門能力開発 - 職業専門家としてのスキル」(2021) は、IPD におけるそれらの焦点分野に関連する能力分野及び学習成果を定めている。同時に、これらの IES は、IPD の終了までに職業会計士志望者に要求される職業専門家としての能力を説明する能力分野及び学習成果を定めている。
6. IES 及び「職業会計士と職業会計士志望者のための国際教育基準のフレームワー

¹ 「IESBA 職業会計士のための国際倫理規程ハンドブック (国際独立性基準を含む)」 - 2018年版、110 項 基本原則

ク」で用いられる主要な用語の定義及び説明は、国際会計教育基準審議会 (IAESB) 「用語集」(2021) に記載されている。国際監査・保証基準審議会 (IAASB) 及び国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) 公表物からの追加の用語も説明資料に含まれている。

発効日

7. 本 IES は、2021 年 1 月 1 日から発効する。

目的 (A11 項参照)

8. 本 IES の目的は、職業会計士志望者が、職業会計士としての役割を果たすために、IPD の終了までに開発し、実証することが必要な職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢を定めることである。

要求事項

職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢のフレームワーク (A12 項-A14 項参照)

9. IFAC 加盟団体は、職業専門家会計教育プログラムを通じて、職業会計士志望者が、(a) 職業専門家としての懐疑心を適用し、職業専門家としての判断を行使し、(b) 公共の利益に適った倫理的な方法で行動できるように、職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢のフレームワークを示さなければならない。

関連する倫理要件 (A15 項参照)

10. IFAC 加盟団体は、職業会計士志望者のための職業専門家会計教育プログラムにわたり、関連する倫理要件を組み入れなければならない。

職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢に係る学習成果 (A16 項-A31 項参照)

11. IFAC 加盟団体は、職業会計士志望者が IPD の終了までに達成すべき職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢に係る学習成果を定めなければならない。これらの学習成果は、表 A に掲げられた学習成果を含まなければならない。

表A-職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢に係る学習成果

能力分野 (習熟度のレベル ²)	学習成果
(a) 職業専門家としての の懐疑心及び職業専 門家としての判断(中 級)	(i) データ及び情報を収集及び評価する際に探求心を適用する。
	(ii) 課題を解決し、判断を伝え、意思決定を行い、理路整然とした結論を導く際に偏向を減らす技法を適用する。
	(iii) 適切な行動指針を決定するために代替案を特定し、評価する際に批判的思考を適用する。
(b) 倫理原則 (中級)	(i) 倫理の本質を説明する。
	(ii) 倫理に対する規則主義及び原則主義のアプローチの利点と欠点を説明する。
	(iii) 倫理の基本原則の遵守に対する脅威を特定する。
	(iv) 倫理の基本原則の遵守に対する脅威の重要性を評価し、適切に対応する ³ 。
	(v) データ及び情報を収集、生成、保存、アクセス、使用又は共有する際に倫理の基本原則を適用する。
	(vi) 関連する倫理要件を、基準に従った職業専門家としての行動に適用する。
(c) 公共の利益へのコ ミットメント (中級)	(i) 専門職及び社会的責任の概念に関して倫理の役割及び重要性を説明する。
	(ii) ビジネス及び良好なガバナンスに関連して倫理の役割及び重要性を説明する。
	(iii) 倫理と法律の相互関係を分析する(法律、規則、及び公共の利益の関係を含む)。
	(iv) 反倫理的な行動が個人、専門職及び社会全体に及ぼす影響を分析する。

² 能力分野に係る習熟度は、IPD 終了までに到達すべきレベルを特定したものである(付録1参照)。

³ 基準には、監査基準、会計基準、及び職業会計士が行う業務に関係するその他基準が含まれる。

職業専門家会計教育プログラムの見直し (A32 項-A33 項参照)

12. IFAC 加盟団体は、本 IES における学習成果を達成するために設計される職業専門家会計教育プログラムを定期的に見直し、更新しなければならない。

振り返り活動 (A34 項-A38 項参照)

13. IFAC 加盟団体は、職業会計士志望者のための職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢に関する学習及び能力開発活動を、形式化及び文書化された振り返り活動が含まれるように設計しなければならない。

職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢の能力評価 (A39 項-A42 項参照)

14. IFAC 加盟団体は、職業会計士志望者の職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢を評価するための適切な評価活動を確立しなければならない。

説明資料

IAASB 及び IESBA 公表物に含まれている定義の参照

A1. 本 IES は、IAASB 及び IESBA 公表物で定義されている以下の用語を用いている。

表 B-IES 第4号で採用されている IAASB 及び IESBA の定義

定義されている用語	IAASB 及び IESBA 公表物における定義
職業専門家としての懐疑心 (IAASB) ⁴	誤謬又は不正による虚偽表示の可能性を示す状態に注意する場合の、疑念的な探究心と、監査証拠の批判的な評価を含む態度
職業専門家としての判断 (IESBA) ⁵	職業専門家としての判断には、特定の職業専門家としての活動の性質と範囲、関連する利害と関係を含む、事実と状況に見合った関連する研修、職業専門家としての知識、スキル及び経験の適用が含まれる。

本基準の範囲（第1項-第6項参照）

A2. 職業会計士志望者は、IPD の一環として職業専門家会計教育プログラムを開始した個人である。IPD は、職業会計士志望者が職業会計士としての役割を果たすことにつながる能力を最初に開発するための学習及び能力開発である。IPD は、一般教育の上に構築され、職業専門家会計教育、実務経験、及び評価を含む。IPD は、職業会計士志望者が会計専門職における選択された役割に必要なとされる職業専門家としての能力を実証することができるまで続く。

A3. 職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢は、専門職の一員としての職業会計士を識別する職業専門家としての行動及び特性と定義されている。これには、職業専門家としての行動の固有な特性を定義する上で一般的に関連付けられ、必須であると考えられる倫理原則を含む。

A4. 職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢には、(a) 技術的能力と職業専門家としてのスキル、(b) 倫理的行動（例えば、独立性、客観性、秘密保持、及び誠実性）、(c) 職業専門家らしい振る舞い（例えば、正当な注意、適時性、礼儀正しさ、尊敬、責任、及び信頼性）、(d) 優秀さの追求（例えば、継続的な向上及び生涯にわたる学

⁴ 「IAASB 品質管理、監査、レビュー、その他保証、及び関連サービスに関する国際基準のハンドブック」 - 2018年版、第1巻、用語集

⁵ 「IESBA 職業会計士のための国際倫理規程ハンドブック（国際独立性基準を含む）」 - 2018年版、120.5 A1 項

習へのコミットメント)、及び(e) 社会的責任 (例えば、公共の利益の認知と考慮) に対するコミットメントが含まれる。

- A5. 関連する倫理要件⁶は、職業会計士が従うべき倫理要件と定義され、通常、国際会計士倫理基準審議会の「職業会計士のための国際倫理規程」(IESBA 規程) と、より厳しい各国の要求事項で構成される。
- A6. 職業専門家としての能力は、多くの異なる方法で説明し、分類することができる。IES においては、職業専門家としての能力は、定められた水準の役割を果たす能力である。職業専門家としての能力は、原則、基準、概念、事実、及び手続に関する知識以上のものであり、(a) 技術的能力、(b) 職業専門家としてのスキル、及び(c) 職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢の統合と応用である。
- A7. 国際的には、職業会計士の資格認定 (又は免許交付) の時点を決める法律及び規則上の大きな違いがある。各 IFAC 加盟団体は、会員のために、IPD の終了と資格認定 (又は免許交付) の時点との適切な関係を定めることができる。
- A8. IPD に職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢を含めることは、職業会計士としての役割を果たすための基礎を成す。職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢のさらなる開発は、IES 第7号「継続的専門能力開発」(2020) で扱われているように、CPD の中心となる。
- A9. 能力分野は、一組の関連する学習成果を定められるカテゴリーである。職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢における能力分野は、倫理原則並びに職業専門家としての懐疑心及び職業専門家としての判断を含む。技術的能力における能力分野は、財務会計及び報告、税務、並びに経済を含む。職業専門家としてのスキルにおける能力分野は、知的及び組織的スキルを含む。
- A10. 学習成果は、定められた各能力分野に要求される知識、理解、及び応用の内容と深さを規定する。学習成果は、職務環境又は職業専門家会計教育プログラムの中で達成することができる。

目的 (第8項参照)

- A11. 職業会計士志望者が開発し、実証することが必要な職業専門家としての価値観、倫

⁶ 「IESBA 職業会計士のための国際倫理規程ハンドブック (国際独立性基準を含む)」 - 2018年版、第1巻 用語集

理、及び姿勢を定めることは、幾つかの目的に資する。それは公共の利益を守り、職業会計士の業務の品質を向上させ、会計専門職の信頼性を高める。

職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢のフレームワーク（第9項参照）

- A12. 職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢のフレームワークは、例えば、IESBA 規程⁷に定められる概念フレームワーク・アプローチなど、関連する倫理要件によって確立される場合がある。
- A13. 関連する倫理要件の下では、職業会計士は、公共の利益のために行動する責任を負う。そのため、職業会計士の行動は、個別のクライアント又は雇用主だけのニーズを満たすことを目的とするものではない。
- A14. 職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢を対象とした学習及び能力開発活動を確立することにより、IFAC 加盟団体は、公共の利益のために行動するという職業会計士志望者のコミットメントを推進する。公共の利益のための行動には、(a) 公共への影響に関する意識及び関心を高める、(b) 社会的責任への感度を高める、(c) 生涯にわたる学習、(d) 品質、信頼性、責任、適時性、及び礼儀正しさに対する感受性、及び(e) 法律及び規則の尊重が含まれる。そのため、職業会計士は、市場の機能及び経済全般の信頼と信用に貢献している。

関連する倫理要件（第10項参照）

- A15. 職業専門家会計教育プログラムにおいて、職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢は、当初、個別の課程又は科目として取り扱われることがある。しかし、職業会計士志望者の学習が進むに従い、職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢をその他の課程又は科目と統合することが、より幅広い倫理的影響の認識及び考慮を促す。

職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢に係る学習成果（第11項参照）

学習成果の策定

- A16. 表Aでは、将来の会計上の専門分野や役割にかかわらず、職業会計士志望者が IPD の終了までに達成すべき職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢に係る学習成果を掲げている。これらの学習成果は、職業会計士が、例えば監査エンゲージメント・パートナーや税務専門家などの異なる会計上の役割における専門分野を開発することを可能にする基礎を提供する。

⁷ 「IESBA 職業会計士のための国際倫理規程ハンドブック（国際独立性基準を含む）」 - 2018年版、120項 概念フレームワーク

- A17. IAASB 公表物は、国際基準に従って実施される監査、レビュー、保証及び関連サービス業務について定める。職業専門家としての懐疑心という用語は監査及び保証業務の文脈の中で特別に定義されているが、職業専門家としての懐疑心に貢献する姿勢、スキル及び行動は、職業会計士としての将来の役割に関わらず、全ての職業会計士志望者に関係する。結果として IPD は職業専門家としての懐疑心を適用する能力を養えるよう、職業会計士志望者に必要なスキル、姿勢、行動に取り組む学習及び能力開発活動を含んでいる。職業専門家としての懐疑心に貢献するスキル、姿勢及び行動は、IPD に続き、CPD を通じてさらに開発される。
- A18. 職業専門家会計教育プログラムの設計上、表Aに掲げられた三つの能力分野は、規定の課程や科目の名称とは一致しないことがある。また、一つの能力分野（例えば、倫理原則）に関連する学習成果が、複数の課程や科目にまたがって達成されることがある。一部の学習成果（例えば、職業専門家としての懐疑心及び職業専門家としての判断におけるもの）の達成は、いずれの能力分野にも単独で焦点を置いていないような幾つかの異なる課程や科目にまたがって広がることがある。さらに、職業専門家会計教育プログラムに含まれる能力分野の順番は、表Aに記載された順番とは異なることがある（例えば、公共の利益へのコミットメントは、表Aの能力分野の一覧の最後の方に掲げられているが、職業専門家会計教育プログラムのかかなり早い段階で取り扱うことができる）。
- A19. 習熟度を説明し、分類する多くの方法がある。IAESB が策定した説明は付録1「習熟度の説明」に掲載されている。
- A20. 表Aでは、各能力分野は、職業会計士志望者が IPD の終了までに達成することが期待される習熟度が割り振られている。これらの習熟度は、関連のある学習成果が実証されることが期待される状況を示している。能力分野の学習成果と習熟度は、併せて IFAC 加盟団体がその職業専門家会計教育プログラムを設計するのに役立つ情報を提供する。
- A21. 職業専門家会計教育プログラムにおいて、IFAC 加盟団体は、(a) 追加的な能力分野を含める、(b) 一部の能力分野の習熟度を引き上げる、又は(c) 本 IES に定められていない追加的な学習成果を策定することができる。こうした状況は、IFAC 加盟団体が、職業会計士志望者に、特定の産業部門（例えば、公共部門）で又は特定の役割（例えば、管理会計士や監査人）で働くために準備させる場合に生じることがある。

学習及び能力開発活動の選択

- A22. IFAC 加盟団体、教育者、及びその他の利害関係者は、国家的及び文化的環境に配慮した上で、職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢の学習及び能力開発に最も適切なアプローチを識別することが奨励される。
- A23. 学習成果を達成するためのアプローチを決定するに当たり、学習及び能力開発活動の組合せに、体系的な学習プログラムと実務経験の両方が含まれる場合がある。職業会計士志望者に、実務における職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢の応用を経験する適切な機会を与えるためにこのような組合せが設けられる場合がある。
- A24. 学習及び能力開発活動を確立するに当たり、IFAC 加盟団体、教育者、及びその他の利害関係者は、(a) 職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢に関する職業会計士志望者の教育と、(b) 倫理的行動のための適切な環境の開発及び維持を区別する場合がある。職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢に係る能力開発は、IPD の間に達成することができる。これは、キャリアを通じて継続し、CPD 及び生涯にわたる学習の一部を形成する。
- A25. IFAC 加盟団体、教育者、及びその他の利害関係者は、職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢の能力開発を促進し得る、参加型のアプローチを用いることを検討することができる。これらは、以下を含むことがあるが、これに限られない。
- (a) ロール・プレイング
 - (b) 選択図書及びオンライン教材についての議論
 - (c) 倫理的脅威が生じるビジネスでの状況に関するケース・スタディーの分析
 - (d) 懲罰規定及び裁定についての議論
 - (e) 企業における又は職業専門家としての意思決定の経験を有するスピーカーを使ったセミナー
 - (f) オンライン・フォーラム及びインターネット上の掲示板の使用
- A26. 経営上の複雑な意思決定を行うことにより生じる可能性がある、個人及びビジネスにとっての倫理的影響及び潜在的な利益相反に関し、参加型のアプローチを採用することで、職業会計士志望者の意識をより高められる場合がある。

職業専門家としての懐疑心及び職業専門家としての判断

- A27. 職業専門家としての懐疑心及び職業専門家としての判断の分野における専門能力開発は、必ずしも単純ではない。これらの分野において効果的な学習及び能力開発

を計画するには、相当な注意が必要であり、これには、メンタリング、振り返り活動、時間及び経験が主要な役割を果たす学習法が含まれる場合がある。

倫理原則

- A28. 職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢は、職業会計士が職業専門家としての立場で行う全てのことに当てはまる。(a) 倫理概念、道徳論及び職業倫理の基本原則の知識と理解、また、(b) 職場以外の環境下でそれらの応用を練習する機会を持つことにより、職業会計士志望者が倫理的な脅威を認識し、それに対応する手助けをすることができる。
- A29. 倫理原則及び脅威に関する職業会計士志望者の学習及び能力開発は、(a) 全ての職業会計士が直面する可能性が高い特定の倫理的脅威、(b) 職業会計士のそれぞれの役割において直面する可能性が高い倫理的脅威、及び(c) そうした倫理的脅威への適切な対応を構築する際の主な検討事項を取り上げる可能性がある。
- A30. 倫理原則の重視は、職業会計士志望者に対し、(a) それぞれの業務又は職務環境における明らかな倫理的影響及び利益相反を識別し、(b) そのような状況の発生に対し予備的な見解を形成し、(c) それについて実務経験監督者と話し合うよう奨励することにより達成することができる。
- A31. 職業会計士志望者にとって、倫理的な脅威及び潜在的なジレンマは、実務経験の期間に生じる可能性が高い。実務経験プログラムの設計及び監督の責任者は、一連の行動又は状況の倫理的側面に疑義がある場合に、職務環境における雇用主、メンター、若しくは監督者、又は IFAC 加盟団体に相談する必要性に関し、職業会計士志望者に指針を提供する場合がある。

職業専門家会計教育プログラムの見直し (第12項参照)

- A32. 職業専門家会計教育プログラムは、職業会計士志望者が IPD の終了までに適切な職業専門家としての能力を開発することを支援するために設計される。当該プログラムは、大学、その他の高等教育提供者、IFAC 加盟団体、及び雇用主によって提供される資格や課程を通じて行われる正規教育、並びに職場内研修を含むことがある。そのため、IPD の間の職業専門家会計教育プログラムの設計は、IFAC 加盟団体以外の利害関係者からの相当量の協力を伴うことがある。
- A33. 職業専門家会計教育プログラムを定期的に見直し、更新するという要求事項は、職業会計士が業務を行う変化の激しい複雑な環境を反映する。典型的な見直しの周

期は三から五年であるが、例えば職業会計士に関係する法律、規則、及び基準の変更を考慮するため、より頻繁に見直しを行うことが適切な場合がある。

振り返り活動 (第13項参照)

- A34. 振り返り活動は、職業会計士が、将来の行動を改善することを目的として、それぞれの(実際の又は擬似)経験を見直すことにより職業専門家としての能力を、キャリアの全ての段階で継続的に開発する反復的プロセスである。
- A35. 振り返りを行う最も实际的な経験は、職場で発生することがある。それが可能ではない、又は適切ではない場合、「実際の」経験のシミュレーション、又は公知のケースの検討が適切な代替手段となる場合もある。
- A36. 振り返り活動の文書化は以下を含むことがある。
- (a) 学習記録
 - (b) 振り返り記録
 - (c) 個人的成長のポートフォリオ
 - (d) 危機的事例の日記
- A37. 振り返り活動のために保管する文書の性質、形式、及び内容、並びに文書化すべき倫理的状況の種類に関して職業会計士志望者及び職業会計士を指導するに当たり、IFAC加盟団体は、例えば秘密保持、法律、及び規則上の要求事項などの要因を考慮する場合がある。例えば、一定の倫理的状況は、デリケートで訴訟又は懲戒処分の対象となるため、職業会計士志望者が文書化し、議論するには適さない場合がある。
- A38. また、IFAC加盟団体は、実務経験監督者に対し、実務で振り返り活動をどのように支援するかについて指針を提供することを検討することができる。

職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢の能力評価 (第14項参照)

- A39. IES第6号「初期専門能力開発 - 職業専門家としての能力の評価」(2015)は、職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢、並びに職業専門家としての能力のその他の要素を評価するために用いられる評価活動の設計に適用する原則を定めている。
- A40. 様々な評価活動を、職業会計士志望者の職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢を評価するために用いることができる。適切な評価活動は、(a) 短答式の質問で

構成される筆記試験、(b) ケース・スタディー、(c) 小論文、(d) 客観テスト、(e) 職場内評価、及び(f) 過去の学習の認識を含むことがある。

A41. 筆記試験に加え、正規教育の環境で評価を行うことができる以下を含む数多くのその他の手段がある。

- (a) ケース・スタディーの保管庫を作成し、これらのケース・スタディーに基づいたテストを行うよう職業会計士志望者に要求する。
- (b) 特定の公知のケースについて日誌やノートを付けるように職業会計士志望者に要求するケース分析システムを用いる。
- (c) 職業専門家会計教育プログラムの倫理的側面に関する客観テストを用いる。
- (d) 倫理分析及び意思決定を評価するため、ケース・スタディーのグループ課題及びワークショップを用いる。

A42. 職場内評価は、正規教育環境下での評価とは異なり、多くの点でより困難である。職場において職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢の開発を評価する手段は、以下を含むことがある。

- (a) 倫理的脅威が職場で生じた場合に、それについて議論し、ファシリテーターを介してそれを解消する。
- (b) 倫理的な意思決定を、業績考課や査定と合わせて査閲する。

習熟度の説明

この習熟度の説明は、IAESBの国際教育基準(IES)第2号、第3号、及び第4号などの公表物での学習成果の用語の理解の一助となる。ここでは三つの習熟度を説明する。これらの説明は、学習成果とともに、加盟団体が様々な職業専門家会計の役割及び専門分野のために、その職業専門家会計教育プログラムを設計する上で役立つ情報を提供する。

習熟度のレベル	説明
基礎	<p>一般的に、能力分野における学習成果は以下に焦点を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 適切な監督下で作業を行いながら業務を完了するために、技術的能力の関連分野の基本原則及び理論を定義、説明、要約、及び解釈すること ● 適切な職業専門家としてのスキルを使って割り当てられた業務を遂行すること ● 割り当てられた業務を遂行するに当たり、職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢の重要性を認識すること ● 単純な問題を解決し、複雑な業務や問題を監督者又は専門知識を有する者に照会すること ● 口頭及び書面によるコミュニケーションを用い、分かりやすい方法で情報を提供し、考えを説明すること <p>基礎レベルの学習成果は、低水準の不明確性、複雑性、及び不確実性に特徴付けられる職務環境に関係する。</p>

国際教育基準第4号
初期専門能力開発 - 職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢 (2021)

習熟度のレベル	説明
中級	<p>一般的に、能力分野における学習成果は以下に焦点を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 割り当てられた職務を完了し、意思決定を行うために、技術的能力の関連分野から基本原則及び理論を独力で適用、比較、及び分析すること ● 割り当てられた職務を完了するために、技術的能力及び職業専門家としてのスキルを組み合わせること ● 割り当てられた職務に職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢を適用すること ● 会計及び会計以外の利害関係者に対して、口頭及び書面によるコミュニケーションを用い、分かりやすい方法で情報を提示し、考えを説明すること <p>中級レベルの学習成果は、中水準の不明確性、複雑性、及び不確実性に特徴付けられる職務環境に関係する。</p>
上級	<p>一般的に、能力分野における学習成果は以下に焦点を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プロジェクトや割り当てられた職務を管理及び指揮し、利害関係者のニーズに適切な提案を行うために、技術的能力の様々な分野から原則及び理論を選択し、統合すること ● プロジェクトや割り当てられた職務を管理及び指揮するために、技術的能力と職業専門家としてのスキルを統合すること ● 職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢に立脚する適切な行動指針を判断すること ● 限られた監督下で複雑な問題を評価、調査及び解決すること ● 複雑な問題及び論点を予測し、適切に相談し、解決策を見つけること ● 幅広い利害関係者に対して、説得力のある方法で関連情報を一貫して提示し、説明すること <p>上級レベルの学習成果は、高水準の不明確性、複雑性、及び不確実性に特徴付けられる職務環境に関係する。</p>

国際教育基準第5号
初期専門能力開発 - 実務経験 (2015)

目次

	項
序説	
本基準の範囲	1-7
発効日	8
目的	9
要求事項	
実務経験	10-15
実務経験の監督及び監視.....	16-19
説明資料	
本基準の範囲	A1-A4
目的	A5-A6
実務経験	A7-A14
実務経験の監督及び監視.....	A15-A21

序説

本基準の範囲 (A1 項-A4 項参照)

1. 本国際教育基準 (IES) は、職業会計士志望者が、初期専門能力開発 (IPD) の終了までに完了することを要求される実務経験を定めている。
2. 本 IES は、国際会計士連盟 (IFAC) 加盟団体に向けたものである。IFAC 加盟団体は、IPD が本 IES に定められた要求事項を満たすことを確実にする責任を持つ。さらに、本 IES は、職業会計士志望者の実務経験を支援する教育機関、雇用主、規制当局、政府機関、及びその他の利害関係者にとっても有用となるであろう。
3. 実務経験とは、職業専門家としての能力の開発に適切な職場及びその他の場所での活動をいう。実務経験は IPD の構成要素である。IPD は、職業会計士志望者が職業会計士としての役割を果たすことにつながる職業専門家としての能力を最初に開発する学習及び能力開発である。
4. IPD の間の実務経験は、一般教育及び職業専門家会計教育プログラムを基礎とする。社会は職業会計士に対して、彼らの役割を遂行するに当たり彼らの経験及び知識を適用することを期待する。しかしながら、職業会計士が果たす役割の多様性は、必要とされる実務経験が IFAC 加盟団体によって、また場合によっては、異なる種類の会員資格を付与する個々の IFAC 加盟団体の中でも異なる可能性があることを意味する。IFAC 加盟団体は、(a) 彼ら自身のニーズ、(b) 関連規制当局の要求事項、及び(c) 職業会計士は有能であるという社会の期待を満たすように、実務経験要件を適合させることができる。
5. IPD の完了後、職業会計士を(a) 法定監査人、(b) その他の専門分野、又は(c) 規制された役割のような、その他の役割に必要とされる職業専門家としての能力の水準にするために実務経験が要求されることがある。実務経験は、職業会計士が、継続的専門能力開発 (CPD) の間に、その役割に関連する職業専門家としての能力を開発し、維持するために従事する、生涯にわたる学習の一環である。職務環境の変化、キャリアの進展、又は新しい役割は、職業会計士が職業専門家としての能力のレベルを高め、新たな能力を習得することを必要とすることがある。これは、IES 第7号「継続的専門能力開発」(2020) で取り扱われている。
6. 実務経験監督者及び雇用主は、職業会計士志望者が修得する実務経験の計画及び監視において重要な役割を有する。

7. IES 及び「職業会計士と職業会計士志望者のための国際教育基準のフレームワーク」で用いられる主要な用語の定義及び説明は、国際会計教育基準審議会 (IAESB) 「用語集」(2021) に記載されている。

発効日

8. 本 IES は、2015 年 7 月 1 日から発効する。

目的 (A5 項-A6 項参照)

9. 本 IES の目的は、職業会計士志望者にとって十分で、かつ職業会計士としての役割を果たすために IPD の終了までに完了することが必要な実務経験を定めることである。

要求事項 (A7 項-A21 項参照)

実務経験 (A7 項-A9 項参照)

10. IFAC 加盟団体は、職業会計士志望者が、IPD の終了までに実務経験を完了することを要求しなければならない。
11. IFAC 加盟団体は、職業会計士志望者が、職業会計士の役割を果たすために必要な (a) 技術的能力、(b) 職業専門家としてのスキル、及び(c) 職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢を修得したことを実証することができるように、十分な実務経験を要求しなければならない。
12. IFAC 加盟団体は、以下の三つのアプローチのうちいずれか一つを用いて、実務経験を測定するために優先的なアプローチを確立しなければならない。
- アウトプット・アプローチ
 - インプット・アプローチ
 - 組合せアプローチ

アウトプット・アプローチ (A10 項参照)

13. アウトプット・アプローチを実施する IFAC 加盟団体は、職業会計士志望者に、アウトプット測定値を用いて、彼らが実務経験を積んだことを実証するよう要求しなければならない。

インプット・アプローチ (A11 項-A13 項参照)

14. インプット・アプローチを実施する IFAC 加盟団体は、職業会計士志望者に、インプット測定値を用いて、彼らが実務経験を積んだことを実証するよう要求しな

ればならない。

組合せアプローチ (A14 項参照)

15. アウトプット・アプローチとインプット・アプローチの組合せを実施する IFAC 加盟団体は、第 13 項及び第 14 項に定められるアウトプット・アプローチ及びインプット・アプローチの要求事項に適宜従わなければならない。

実務経験の監督及び監視 (A15 項-A21 項参照)

16. IFAC 加盟団体は、職業会計士志望者の実務経験が、実務経験監督者の指導下で実施されるよう要求しなければならない。
17. IFAC 加盟団体は、職業会計士志望者の実務経験が、IFAC 加盟団体、又は該当する場合には、規制当局が定める一貫した形式において記録され、検証可能な証拠によって裏付けられるよう要求しなければならない。
18. IFAC 加盟団体は、実務経験監督者が、職業会計士志望者の実務経験の記録の定期的な査閲を行うよう要求しなければならない。
19. IFAC 加盟団体は、職業会計士志望者が十分な実務経験を完了したことを評価するための適切な評価活動を確立しなければならない。

説明資料

本基準の範囲 (第1項-第7項参照)

- A1. 職業会計士志望者は、IPDの一環として職業専門家会計教育プログラムを開始した個人である。IPDは、職業会計士志望者が職業会計士としての役割を果たすことにつながる能力を最初に開発するための学習及び能力開発である。IPDは、一般教育を基礎とし、職業専門家会計教育、実務経験、及び評価を含む。IPDは、職業会計士志望者が会計専門職における選択された役割に必要なとされる職業専門家としての能力を実証することができるまで続く。
- A2. 職業専門家会計教育プログラムは、職業会計士志望者がIPDの終了までに適切な職業専門家としての能力を開発することを支援するために設計される。それらは、大学、その他の教育提供者、IFAC加盟団体、及び雇用主によって提供される学位や課程を通じて行われる正規教育、並びに職場内研修で構成されることがある。そのため、IPDの間の職業専門家会計教育プログラムの設計は、IFAC加盟団体以外の利害関係者からの相当量の協力を伴うことがある。
- A3. 職業専門家としての能力は、多くの異なる方法で説明し、分類することができる。IESにおいては、職業専門家としての能力は、定められた水準の役割を果たす能力である。職業専門家としての能力は、原則、基準、概念、事実、及び手続に関する知識以上のものであり、(a) 技術的能力、(b) 職業専門家としてのスキル、及び(c) 職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢の統合と応用である。
- A4. 実務経験は、職業会計士志望者が以下を通じて能力を開発する専門的な環境を提供する。
- (a) サービスが提供される環境に関心を持つようになること
 - (b) 組織、ビジネスの仕組み、及び職業専門家としての職務上の関係についての理解を高めること
 - (c) 会計業務を他のビジネスの機能及び活動と関連付けることができること
 - (d) 実務的で、現実の状況における適切な職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢を開発すること (IES第4号「初期専門能力開発 - 職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢」(2021)も参照)
 - (e) 適切な監督水準の下で、段階的に上昇する責任水準に応じて開発する機会を持つこと

目的 (第9項参照)

- A5. 十分な実務経験は、深さと広さ、知識と応用の組合せと、適切な場合には、様々な

状況及び背景に適用される異なる分野の事項の統合を有する。実務経験の広さは、役割の性質、複雑性、国及び地方の法律、規制当局の要求事項、及び職業専門家としての能力への社会の期待などの要素に影響される。実務経験の深さは、業務の多様性及び複雑性、また、監督及び監視支援の水準などの要素に影響される。

- A6. 職業会計士志望者が IPD の終了までに完了すべき十分な実務経験が何から成るかを定めることは、幾つかの目的に資する。それは公共の利益を守り、職業会計士の業務の品質を向上させ、会計専門職の信頼性を高める。

実務経験 (第 10 項-第 12 項参照)

- A7. IPD は、一般教育を基礎とし、職業専門家会計教育、実務経験、及び評価を含む。これらの構成要素の適切な組合せは、例えば、業務の複雑性及び多様性、必要とされる特別な知識、自主性の水準、並びに職業会計士志望者が IPD の終了時に担うと期待される役割に要求される判断水準などを含む様々な要素によって変わることがある。実務経験と教育の組合せもまた、(a) 個々の IFAC 加盟団体により確立された規則、(b) 国及び地方の法律、(c) 規制当局の要求事項、及び(d) 社会の期待によっても異なるかもしれない。
- A8. 職業専門家会計教育と実務経験の適切なバランスを構成するものを決定するに当たり、IFAC 加盟団体は以下を考慮することができる。
- (a) 研修生制度、インターンシップ、協同教育の就業期間及び出向など、実地での応用に重点を置く一部の職業専門家会計教育プログラムは、実務経験要件に寄与することがある。
 - (b) 学術的又は職業専門家としての資格取得のための勉強は、職業専門家としての会計知識を習得し、実証するために役立つ。しかし、勉強それ自体は、職業会計士としての役割を果たすための職業専門家としての能力の達成を必ずしも実証するものではない。職場で得る経験は、職業会計士志望者に能力を備えた職業会計士になるために必要なスキルの多くを身に付けさせる。
 - (c) 実務経験は、職業専門家会計教育プログラムの完了後又はそのようなプログラムと同時に得られることがある。
- A9. 実務経験に係るアプローチ及び要求事項を設定するに当たり、IFAC 加盟団体は、以下を含む数多くの要素を考慮することができる。
- (a) 地域の環境、社会の期待、及び関連する規則上の要求事項に関する知識を含む
公共の利益
 - (b) IPD の完了後に担うと期待される役割の理解などを含む、職業会計士志望者の

ニーズ

- (c) 効率性及び費用対効果を含む雇用主のニーズ、並びに雇用主が企業、政府又は公共実務のいずれであるかなど
- (d) 規則上の要求事項、効率性及び費用対効果を含む、IFAC 加盟団体のニーズ

アウトプット・アプローチ (第13項参照)

- A10. アウトプット・アプローチにおいて評価目的に用いることができる証拠は、以下を含むことがある。
- (a) 能力マップに従って達成された学習成果の測定
 - (b) 研究プロジェクト又は振り返り文書の査閲
 - (c) 適切な能力マップに照らし合わせた業務記録。業務記録は、個人が管理する時間の記録であり、業務の性質、完了した課題、並びにそれらの課題及び業務の完了に要した時間を文書化する。

インプット・アプローチ (第14項参照)

- A11. インプット・アプローチは、測定及び検証の容易さにより、しばしば能力開発の測定の代わりに用いられる。インプット・アプローチには限界があり、例えば、それらは必ずしも学習成果又は開発された能力を直接測定するとは限らない。伝統的には、インプット・アプローチは、時間、例えば、適切な活動に費やした時間数、又は実務経験の合計期間（日数、月数、又は年数）に基づくものである。
- A12. インプット・アプローチにおける測定に用いることができる証拠は、出席記録、タイムシート、職場日誌、及び業務記録又は日誌を含む。インプット・アプローチを使って要求事項を定める IFAC 加盟団体は、職業会計士志望者が完了する教育プログラムの構成及び適切性を考慮することができる。測定された職場での経験から得られた成果と同様の成果をもたらす職業専門家会計教育プログラム（インターンシップ等）は、実務経験の要求事項全体に寄与することがある。同様に、会計学修士号などにおいて実質的な職業専門家会計教育プログラムが修められた場合、IFAC 加盟団体は実務経験の構成要素を減らすことを選択することができる。例えば、インプット・アプローチを選択する IFAC 加盟団体は、三年の実務経験（幾つかの IFAC 加盟団体により選ばれ実施されているように）、又は二年の実務経験と会計学若しくはその他の関連する分野の修士号、又は会計教育及び十分な実務経験の合計を最低五年とすることを検討するかもしれない。
- A13. 構成要素部分のバランスにかかわらず、職業会計士は職業専門家会計教育プログラムを完了し、十分な実務経験を積んでいるという社会による期待が典型的にあ

る。

組合せアプローチ (第15項参照)

- A14. IFAC加盟団体によって、インプット・アプローチとアウトプット・アプローチを組み合わせたアプローチが構築されるかもしれない。インプットの単位は、測定される職業専門家としての能力に寄与するものとみなされるかもしれない。特定の能力の達成は、インプットを検証するため、又は場合によってはインプット要件の一部を置き換えるために用いられるかもしれない。

実務経験の監督及び監視 (第16項-第19項参照)

- A15. 実務経験監督者は、職業会計士志望者が十分な実務経験を積む上での指導、助言、及び支援に対する責任を有する職業会計士である。実務経験監督者は、職業会計士志望者とIFAC加盟団体の間の重要なリンクとなることができる。彼らは、実務経験期間の計画に対する責任を有し、職業会計士志望者に指針を提供することができる。一定の環境において、実務経験監督者は、職業会計士志望者にメンタリングによる支援を提供することがある。IFAC加盟団体は、実務経験監督者に研修を提供し、支援及び品質管理プログラムの両方を整備することができる。
- A16. 実務経験監督者は、監視機能を果たすに当たり、他者の支援を受けることがあり、そのうち一部は、職業会計士ではないことがある。
- A17. 検証可能な証拠は、客観性があり、証明が可能であり、書面又は電子的な形で保管されている証拠である。
- A18. 実務経験監督者による検証可能な証拠により裏付けられた実務経験の記録の定期的な査閲の目的は、IFAC加盟団体又は規制当局によって定められた要求事項が満たされていることを確認することである。さらに、この定期的な査閲は、個人の進捗を監視するためにも用いることもできる。職業会計士志望者の進捗が期待に見合ったものでない場合、実務経験監督者は、その理由及び進捗を向上するために何ができるかを見つけるために状況を査閲する機会がある。この定期的な監視は、(a) 実務経験監督者、雇用主、及び職業会計士志望者に、それまでに得た実務経験を査閲する機会を与え、(b) 職業会計士志望者の将来の能力開発に寄与する。
- A19. 職業会計士志望者が積んだ実務経験の十分性を評価するに当たり、IFAC加盟団体は以下の活動を考慮することができる。
(a) 積んだ実務経験を監視及び報告するための、サンプリング・アプローチを用い

る可能性のある制度を確立すること

- (b) 雇用主、実務経験監督者、及び職業会計士志望者向けの、実務経験プログラム及びそれぞれの役割と責任に関して詳細に記載された指針を提供すること
- (c) 職業会計士志望者に適切な実務経験を提供するため、雇用主の適格性を承認するための仕組みを確立すること
- (d) 経験の開始前に、実務経験の環境の評価及び承認をすること。例えば、職業会計士志望者が適切な指示、監督、メンタリング、カウンセリング、及び評価を受けることを確実にするため、実務経験の性質及び範囲、並びに雇用主の研修体制を査閲することができる
- (e) 職業会計士志望者が行う実務経験について計画された性質、範囲、及び内容にもし何か変更があった場合、それを把握するために、雇用主が定期的に報告する制度を確立すること
- (f) 職業会計士志望者及び実務経験監督者によって作成された書面での提出物（口頭での説明により補足される場合がある）に基づき、修得された実務経験を IPD の完了前に評価すること（IES 第6号「初期専門能力開発 - 職業専門家としての能力の評価」（2015）も参照）
- (g) 雇用主に対して、職業会計士志望者及び実務経験監督者にフィードバックを行い、能力を達成している場合にはコミュニケーションを行うことを奨励すること
- (h) 既に承認されている雇用主及び実務経験監督者を監視すること。IFAC 加盟団体は、改善が可能な点に関して助言を行うことができ、又は適切な経験の規準が満たされていないと判断できるほどに状況が変化している場合には、承認の撤回を勧告するかもしれない
- (i) 十分な実務経験が習得され、それが検証可能な証拠（例えば、業務記録）により裏付けられることを確実にするために、職業会計士に要求される能力の定期的かつ適時の調査を行うこと

A20. IES 第6号「初期専門能力開発 - 職業専門家としての能力の評価」（2015）は、実務経験の十分性を評価するために用いられる評価活動の設計に適用される原則を定めている。

A21. 様々な活動を職業会計士志望者の実務経験の十分性の評価に用いることができる。適切な評価活動は、IPD におけるそれぞれの焦点分野に関し、IES 第2号「初期専門能力開発 - 技術的能力」（2021）、IES 第3号「初期専門能力開発 - 職業専門家としてのスキル」（2021）、及び IES 第4号「初期専門能力開発 - 職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢」（2021）に示される職場内評価を含むことがある。

国際教育基準第6号
初期専門能力開発 - 職業専門家としての能力の評価 (2015)

目次

	項
序説	
本基準の範囲	1-5
発効日	6
目的	7
要求事項	
職業専門家としての能力の正式な評価	8
評価の原則	9
検証可能な証拠	10
説明資料	
本基準の範囲	A1-A3
目的	A4
職業専門家としての能力の正式な評価	A5-A8
評価の原則	A9-A20
検証可能な証拠	A21-A22

序説

本基準の範囲 (A1 項-A3 項参照)

1. 本国際教育基準 (IES) は、職業会計士志望者が、初期専門能力開発 (IPD) の終了までに実証することを要求される職業専門家としての能力の評価に係る要求事項を定めている。
2. 本 IES は、国際会計士連盟 (IFAC) 加盟団体に向けたものである。IFAC 加盟団体は、職業会計士志望者が IPD の終了までに適切な水準の職業専門家としての能力を達成しているかどうかを評価する責任を持つ。さらに、本 IES は、職業会計士志望者の学習及び能力開発を支援する教育機関、雇用主、規制当局、政府機関、及びその他の利害関係者にとっても有用となるであろう。
3. IES において、評価は、学習及び能力開発を通して開発した職業専門家としての能力の評価である。IPD は、職業会計士志望者が、職業会計士としての役割を果たすことにつながる能力を最初に開発する学習及び能力開発である。しかし、学習及び能力開発は、職業会計士のキャリアを通じて職業専門家としての能力の開発及び維持の継続的なプロセスであるため、継続的専門能力開発 (CPD) でも引き続き行われる。IPD の間は、職業専門家としての能力の達成に重点が置かれる。CPD の間は、職業専門家としての能力の開発及び維持に重点が置かれる。
4. 本 IES は、職業専門家としての能力の評価に係る要求事項を定めている。なお、
 - IES 第2号「初期専門能力開発 - 技術的能力」(2021)、IES 第3号「初期専門能力開発 - 職業専門家としてのスキル」(2021)、及び IES 第4号「初期専門能力開発 - 職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢」(2015) は、IPD におけるそれぞれの焦点分野に係る評価の要求事項を定めている
 - IES 第5号「初期専門能力開発 - 実務経験」(2015) は、実務経験の評価に係る要求事項を定めている
5. IES 及び「職業会計士と職業会計士志望者のための国際教育基準のフレームワーク」で用いられる主要な用語の定義及び説明は、国際会計教育基準審議会 (IAESB) 「用語集」(2021) に記載されている。

発効日

6. 本 IES は、2015 年 7 月 1 日から発効する。

目的 (A4 項参照)

7. 本 IES の目的は、職業会計士志望者が、職業会計士としての役割を果たすために、IPD の終了までに適切な水準の職業専門家としての能力を実証したかどうかを判定することである。

要求事項

職業専門家としての能力の正式な評価 (A5 項-A8 項参照)

8. IFAC 加盟団体は、IPD の間に行われる様々な評価活動の成果を活用し、職業会計士志望者が IPD の終了までに適切な水準の職業専門家としての能力を達成しているかどうかを正式に評価しなければならない。

評価の原則 (A9 項-A20 項参照)

9. IFAC 加盟団体は、職業専門家会計教育プログラムにおいて、高水準の信頼性、妥当性、公平性、透明性、及び十分性を有する評価活動を設計しなければならない。

検証可能な証拠 (A21 項及び A22 項参照)

10. IFAC 加盟団体は、職業会計士志望者の職業専門家としての能力の評価を、検証可能な証拠に基づいて行わなければならない。

説明資料

本基準の範囲 (第 1 項-第 5 項参照)

- A1. 職業専門家としての能力は、多くの異なる方法で説明し、分類することができる。これらの IES においては、職業専門家としての能力は、定められた水準の役割を果たす能力である。職業専門家としての能力は、原則、基準、概念、事実、及び手続に関する知識以上のものであり、(a) 技術的能力、(b) 職業専門家としてのスキル、及び(c) 職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢の統合と応用である。
- A2. IPD の間、評価は、IFAC 加盟団体、雇用主、規制当局、資格交付機関、大学、及び民間教育提供者を含む様々な利害関係者によって行われる可能性がある。IPD の間の職業専門家としての能力の評価は、IFAC 加盟団体に責任があるが、その他の利害関係者が評価活動に相当量の協力を提供することがある。
- A3. 職業会計士は、CPD の間、自らの役割に関する職業専門家としての能力を開発し、維持するため、生涯にわたる学習を継続的に行う。職務環境の変化、キャリア進歩、又は新しい役割により、職業会計士が、職業専門家としての能力の水準を高め、新しい能力を習得しなければならないことがある。これは、IES 第 7 号「継続的専門能力開発」(2020) で取り扱われている。

目的 (第 7 項参照)

- A4. 職業会計士志望者が IPD の終了までに適切な水準の職業専門家としての能力を実証したかどうかを判定することは、幾つかの目的に資する。それは公共の利益を守り、職業会計士の業務の品質を向上させ、会計専門職の信頼性を高める。

職業専門家としての能力の正式な評価 (第 8 項参照)

- A5. 職業専門家としての能力を達成したかどうかを正式に評価するに当たり、IFAC 加盟団体は、IPD の間に行われる一つ又は複数の評価活動の成果を活用することができる。IPD の間の評価活動の形態は異なる可能性があり、次のようなものを含むことがあるが、これに限定されない。
- (a) IPD の終了までに実施される 1 回の多面的試験
 - (b) IPD を通して実施される職業専門家としての能力の特定分野に焦点を絞った一連の試験
 - (c) IPD を通して実施される一連の試験及び職場内評価
- A6. 評価活動は、職業専門家としての能力の特定の分野を評価するために設計された活動である。IPD の間、評価対象である職業専門家としての能力の特定の側面に

合うように評価活動を選ぶことができる。評価活動の例としては、次のようなものを含むことがあるが、これに限定されない。

- (a) 筆記試験
- (b) 口頭試験
- (c) 客観テスト
- (d) コンピューター利用テスト
- (e) 雇用主による職場内評価
- (f) 職場活動の完了に関する証拠のポートフォリオの査閲

A7. 選択される評価活動の種類は、各 IFAC 加盟団体の固有の要素に左右される可能性があり、そのような要素には、次のようなものを含むことがあるが、これに限定されない。

- (a) 職業会計士志望者が拠点を置く地理的な場所の遠さ及び広さ
- (b) IFAC 加盟団体が利用可能な教育及びその他の資源
- (c) 評価対象の職業会計士志望者の人数及び経歴
- (d) 雇用主によって提供される学習及び能力開発機会の利用可能性

A8. 職業会計士が達成すべき職業専門家としての能力の適切な水準の決定に関連する要因には、次のようなものを含むことがあるが、これに限定されない。

- (a) 職業会計士が行う業務の複雑性及び多様性
- (b) 職業専門家としての能力の性質及び範囲に関する利害関係者(例えば、社会、雇用主、及び規制当局)の期待
- (c) 特定の業界で業務を行う職業会計士に必要な専門知識
- (d) 業務を受嘱又は完了する上で要求される職業専門家としての判断の水準
- (e) 財務諸表の作成者、税務顧問、管理会計士など、職業会計士の様々な役割
- (f) 職務環境の複雑性

評価の原則 (第9項参照)

A9. 職業専門家会計教育プログラムは、職業会計士志望者が IPD の終了までに適切な職業専門家としての能力を開発することを支援するために設計される。それらは、大学、その他の高等教育提供者、IFAC 加盟団体、及び雇用主によって提供される学位や課程を通じて行われる正規教育、並びに職場内研修で構成されることがある。そのため、IPD の間の職業専門家会計教育プログラムの設計は、IFAC 加盟団体以外の利害関係者からの相当量の協力を伴うことがある。

A10. 評価の原則は、IPD の間に行われる個別の評価活動に適用される。しかし、個々の

評価活動において、常に高水準の信頼性、妥当性、公平性、透明性、及び十分性を達成することは可能ではないことがある。

- A11. 評価活動は、同じ状況で同じ結果が一貫してもたらされる場合、高水準の信頼性を有する。信頼性は絶対的な尺度ではなく、異なる評価活動は、それぞれの信頼性の水準が異なることがある。評価活動は、独立して評価を行う評価者の大多数が、同じ状況で同じ判断を一貫して下している場合、高い信頼性を有する。
- A12. 信頼性を高めるために評価活動を設計することができる多くの方法がある。例えば、以下のようなものである。
- (a) 筆記試験の信頼性は、試験問題や指示の中であいまいな表現を使うことを避けることで高められる可能性がある
 - (b) 客観テストの信頼性は、最終決定する前に、テストの内容の内部及び外部査閲を行うことにより高められる可能性がある
 - (c) 職場内評価の信頼性は、同等に高水準の能力を有する評価者を選定し、評価者に業務を評価できるようにするための適切な研修を提供することで高められる可能性がある
- A13. 評価活動は、測定することを意図したものを測定している場合、高水準の妥当性を有する。妥当性は、絶対的な尺度ではなく、異なる評価活動は、異なる水準の妥当性を有することがある。妥当性には、以下を含む複数の形態がある。
- (a) 表面妥当性-評価活動は、測定することを意図したものが測定されていると認識される場合、高い表面妥当性を有する
 - (b) 予測妥当性-評価活動は、評価活動の内容が、評価することを意図した職業専門家としての能力の特定の側面に関係している場合、高い予測妥当性を有する
 - (c) 内容妥当性-評価活動は、評価対象である職業専門家としての能力の特定の側面を十分にカバーしている場合、高い内容妥当性を有する
- A14. 妥当性を高めるために評価活動を設計する多くの方法がある。例えば、以下のようなものである。
- (a) 表面妥当性は、職業会計士志望者が、特定の会計基準を適用する能力を評価するに当たり、不完全な情報に基づく単純なケース・スタディーよりも、包括的で関連性のあるケース・スタディーを試験に含める場合、高められる可能性がある
 - (b) 予測妥当性は、リーダーシップの能力を評価するに当たり、筆記試験の成果に頼るのではなく、職業会計士志望者が、どのようにチームを率いているかにつ

いての、職場内評価に依拠することで高められる可能性がある

- (c) 内容妥当性は、試験において、評価対象である職業専門家としての能力の特定分野のわずかな側面ではなく、より多くの側面をカバーする場合、高められる可能性がある

- A15. 評価活動は、公正であり、偏向がない場合、高水準の公平性を有する。公平性は、絶対的な尺度ではなく、異なる評価活動は、それぞれの公平性の水準が異なることがある。公平性は、評価活動の設計担当者が、偏向の可能性を認識している場合に改善することができる。
- A16. 公平性を高めるために評価活動を設計する多くの方法がある。例えば、以下のようなものである。
- (a) 公平性は、職業会計士志望者全てが利用可能なコンピューターを利用した技術だけに頼って評価活動を行うようにすることで高められる可能性がある
- (b) 公平性は、全ての職業会計士志望者に一般的に共有されていない、文化的知識に関係する前提を取り除くために試験問題を査閲することで高められる可能性がある
- A17. 評価活動は、評価の対象となる能力分野や活動の時期など、評価活動の詳細が公開されている場合に高水準の透明性を有する。高水準の透明性は、IPD の間に行われる評価活動全体を考慮する際にも関係がある。透明性は、絶対的な尺度ではなく、異なる評価活動は、それぞれの透明性の水準が異なることがある。利害関係者への明確かつ利用しやすいコミュニケーションは高水準の透明性の達成につながることもある。
- A18. 評価活動の透明性を高める多くの方法がある。例えば、以下のようなものである。
- (a) IPD の間に行われる評価活動全体に関連して、透明性は、評価対象となる職業専門家としての能力の分野、含まれる評価活動の種類、及び IPD の間にそれらの評価活動が行われる時期を説明した文書を公開することで高められる可能性がある
- (b) 職場内評価の透明性は、雇用主が従業員に対し、従業員の能力評価を行う際に明確に定義された能力フレームワークについてコミュニケーションを行うことで高められる可能性がある
- (c) 試験の準備及び実施に係る透明性は、試験の作成、採点及び管理に関する情報を公開することで高められる可能性がある

- A19. 評価活動は、(a) 深さと広さ、知識と応用のバランスを有しており、かつ(b) 様々な状況や背景に適用される異なる分野からの資料が組み合わされている場合、高水準の十分性を有する。高水準の十分性は、IPD の間に行われる評価活動全体を考慮する際にも関係がある。十分性は、絶対的な尺度ではなく、異なる評価活動は、それぞれの十分性の水準が異なることがある。
- A20. 十分性を高めるために評価活動を設計する多くの方法がある。例えば、以下のよう
なものである。
- (a) 十分性は、要求される技術的能力、職業専門家としてのスキル、並びに職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢（広さ）を、適度な詳細（深さ）で評価する評価活動を含めることで、IPD にわたり高められる可能性がある
 - (b) 職場内評価に関連する十分性は、職業会計士志望者に、多くの異なる状況に適用される、幅広い職業専門家としてのスキル、並びに職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢にわたる、職業専門家としての能力を実証するよう要求することで高められる可能性がある

検証可能な証拠 (第10項参照)

- A21. 検証可能な証拠は、客観的で、証明が可能でかつ書面又は電子的な形式で保管されている証拠である。職業専門家としての能力の評価を検証可能な証拠に基づき行うことは、IFAC 加盟団体を監督又は規制する第三者のニーズを満たすことがある。また、職業会計士志望者が IPD の終了までに適切な水準の職業専門家としての能力を達成していることについての利害関係者の信頼も高めるだろう。
- A22. 検証可能な証拠の例としては次のようなものがある。
- (a) 課程の修了証明書
 - (b) 試験の優秀な成績の記録
 - (c) 雇用主により提供された、職業会計士志望者が達成した能力に関する成績の記録

国際教育基準第7号
継続的専門能力開発（2020）

目次

	項
序説	
本基準の範囲	1-6
発効日	7
目的	8
要求事項	
職業会計士の CPD	9
CPD の推進とアクセス	10-11
CPD の測定	12-14
CPD の監視及び措置.....	15-16
説明資料	
本基準の範囲	A1-A6
目的	A7-A8
職業会計士の CPD	A9-A15
CPD の推進とアクセス	A16-A18
CPD の測定	A19-A27
CPD の監視及び措置.....	A28-A42

序説

本基準の範囲（A1 項-A6 項参照）

1. 本国際教育基準（IES）は、クライアント、雇用主、及びその他の利害関係者へ高品質なサービスの提供を通じた、会計専門職に対する社会からの信頼の強化に必要とされる職業専門家としての能力を開発し、維持するために職業会計士に要求される継続的専門能力開発（CPD）を定めている。
2. CPD は、初期専門能力開発（IPD）の後に行われる学習及び能力開発であり、職業会計士がその役割を有能に果たし続けることを可能にする職業専門家としての能力を開発し、維持するものである。CPD は、(a) 教育、(b) 研修、(c) 実務経験、(d) メンタリング及びコーチング、(e) ネットワーキング、(f) 観察、フィードバック、及び振り返り活動、及び (g) 自己啓発活動といった、職業会計士の役割に関連する学習及び能力開発活動を含む。
3. 職業専門家としての能力要件は、職業会計士がキャリアの間に新しい役割を引き受けるにつれて変わる可能性がある。IPD と同じ要素の多くを含む CPD もまた、新たな役割に移行する際に必要となる可能性のある職業専門家としての能力の追加的な広さと深さを開発する。
4. 本 IES は、国際会計士連盟（IFAC）加盟団体に向けたものである。IFAC 加盟団体は、本 IES の要求事項に定められた職業会計士の CPD について責任を持つ。さらに、本 IES は、職業会計士の CPD を支援する職業会計士、雇用主、規制当局、政府機関、教育機関、及びその他の利害関係者に有用となるであろう。
5. 適切な CPD 活動の実施により職業専門家としての能力を開発し、維持することは職業会計士の責任である。しかしながら、本 IES は、IFAC 加盟団体に向けられている。なぜなら、その役割は、以下を通じて、職業会計士が公共の利益を保護するために必要な職業専門家としての能力を開発し、維持するのを支援することだからである。
 - (a) 適切な測定、監視、及び遵守手続の策定及び実施に関して所定の CPD 要求事項を採用すること
 - (b) 職業会計士の中に生涯にわたる学習に対する重要性和コミットメントを促すこと
 - (c) 職業会計士へ CPD の機会及び資源へのアクセスを容易にすること
6. IES 及び「職業会計士と職業会計士志望者のための国際教育基準のフレームワー

ク」で用いられる主要な用語の定義及び説明は、国際会計教育基準審議会（IAESB）「用語集」（2021）に記載されている。

発効日

7. 本 IES は、2020 年 1 月 1 日から発効する。

目的（A7 項-A8 項参照）

8. 本 IES の目的は、職業会計士が、職業会計士としての役割を果たすために必要な職業専門家としての能力を開発し、維持するための適切な CPD を実施することを定めることである。

要求事項

職業会計士の CPD（A9 項-A15 項参照）

9. IFAC 加盟団体は、職業会計士に対して、職業会計士としての役割を果たすために必要な職業専門家としての能力を開発し、維持するための適切な CPD を実施し記録するよう要求しなければならない。

CPD の推進とアクセス（A16 項-A18 項参照）

10. IFAC 加盟団体は、CPD 並びに職業専門家としての能力の開発及び維持の重要性とコミットメントを推進しなければならない。
11. IFAC 加盟団体は、職業会計士が職業専門家としての能力を開発し、維持する CPD を実施するという個人的責任を果たすことを支援するために、CPD の機会及び資源へのアクセスを容易にしなければならない。

CPD の測定（A19 項-A20 項、A27 項参照）

12. IFAC 加盟団体は、アウトプット・アプローチ、インプット・アプローチ、又はその両方を用いて、職業会計士の CPD の測定アプローチを確立しなければならない。

アウトプット・アプローチ（A21 項-A23 項参照）

13. アウトプット・アプローチを用いる IFAC 加盟団体は、職業会計士に対して、職業会計士としての役割を果たすことに関連する学習成果を達成することによって実証される職業専門家としての能力を開発し維持することを要求しなければならない。

インプット・アプローチ（A24 項-A26 項参照）

14. インプット・アプローチを用いる IFAC 加盟団体は、職業会計士に対して、職業会計士としての役割を果たすことに関連する所定の量の学習及び能力開発活動を完了することによって実証される職業専門家としての能力を開発し維持することを要求しなければならない。

CPD の監視及び強制（A28 項-A42 項参照）

15. IFAC 加盟団体は、職業会計士が実施した CPD について保管することを要求される検証可能な証拠の性質と範囲を特定しなければならない。
16. IFAC 加盟団体は、(a) 職業会計士が IFAC 加盟団体の CPD の要求事項を満たしているかどうかを監視し、(b) それらの要求事項の不履行に対する適切な制裁を科すための体系的なプロセスを確立しなければならない。

説明資料

本基準の範囲（第1項-第6項参照）

- A1. IES の中では、職業会計士とは、会計専門職における役割を果たすための職業専門家としての能力を達成し、実証し、さらに開発し、職業会計士組織又はライセンス機関によって指示される倫理規定を遵守することが求められる個人である。会計専門職は以下を含むが、これに限られない。
- (a) 適切かつ忠実に表示された財務及び非財務情報の作成、分析、及び報告
 - (b) 意思決定、及び組織の戦略の形成と実施における提携
 - (c) 財務及び非財務情報の監査、並びにその他の保証及びアドバイザー・サービスの提供
 - (d) 適切な税務情報の作成及び分析
- A2. 職業専門家としての能力は、定められた水準の役割を果たす能力である。職業専門家としての能力は、原則、基準、概念、事実、及び手続に関する知識以上のものであり、(a) 技術的能力、(b) 職業専門家としてのスキル、及び(c) 職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢に対する学習成果の統合と応用である。
- A3. CPD を実施することは、職業会計士が、高品質の職業専門的なサービスを提供するために必要な職業専門家としての能力を開発し、維持することを保証するものではない。しかしながら、CPD は、職業会計士が職業会計士としての役割に適切な職業専門家としての能力を開発し、維持することを可能にすることにより社会の信任と信頼を強化する上で重要な役目を果たす。

- A4. 職業会計士は、プロセス、技術、職業専門家としての基準、規則上の要求事項、雇用主の要求、及びその他の分野の変化を予測し、それに適応するため、職業専門家としての能力を開発し維持することが期待される。職業会計士がこれらの期待に応えることを支援する際に、IFAC 加盟団体は、その CPD 方針及び本 IES の適用状況を定期的に査閲することができる。
- A5. 測定され、監視され、評価され、かつ強制された、十分に確立された CPD プログラムは、IFAC 加盟団体の品質保証プロセスの一部を成すことがある。これらの品質保証プロセスには、職業会計士の業務の品質保証レビュー（職業会計士によって行われた CPD の査閲も含むことがある）、調査、及び懲罰プロセスを含むことがある。
- A6. 生涯にわたる学習は、技術的能力、職業専門家としてのスキル、職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢の継続的な追求を意味する。生涯にわたる学習は、職業会計士が公共の利益に対する期待に応えるためには、不可欠である。

目的（第8項参照）

- A7. 職業会計士が、職業会計士としての役割を果たすために必要な職業専門家としての能力を開発し、維持するための適切な CPD を実施することを定めることは、幾つかの目的に資する。それは公共の利益を保護することに役立ち、クライアント、雇用主、その他の利害関係者に高品質のサービスを提供することを支え、会計専門職の信頼性を高める。
- A8. CPD は、以下の理由により、業務を行う組織の活動分野又は規模を問わず、職業会計士に必要である。
- (a) 職業会計士は、そのクライアント、雇用組織及び関係する利害関係者に対する職業専門家としての能力と正当な注意の義務を負っており、その職業専門家としての環境の中で適切に行動することが期待されている¹。
 - (b) 職業会計士は、公的な監視を受け、社会からの信頼の維持に貢献する
 - (c) 社会は、職業会計士の称号及び職業専門家としての地位を信頼するであろう。能力の欠如は、職業会計士、雇用主、IFAC 加盟団体、及び会計専門職全体の評判及び地位を傷つける可能性がある
 - (d) 急速に変化する環境は、新しい分野の職業専門家としての能力の開発に対するニーズをもたらす

¹ 「IESBA 職業会計士のための国際倫理規程ハンドブック（国際独立性基準を含む）」 - 2018年版、113項 1A2

- (e) 職業会計士を募集している雇用主は、職業専門家としての能力の証拠として職業専門家の称号を信頼するかもしれない

職業会計士にとっての CPD（第9項参照）

- A9. 適切な CPD は、職業会計士のための効果的な学習及び能力開発を促進する。CPD は、職業会計士の役割の責任と密接に連携し、かつその役割を遂行するために必要な職業専門家としての能力の開発及び維持に役立つ場合に適切なものとなる。
- A10. 職業会計士が異なる学習及び能力開発のニーズを持つことを認識することにより、IFAC 加盟団体は、職業会計士の学習及び能力開発を支援するために、構造、指針、又は概念の説明を提供できる CPD フレームワークを開発することができる。CPD フレームワークは、職業会計士が適切な CPD を識別し、実施し、記録するのに役立つ。例えば、CPD フレームワークには、職業会計士が従うべき次の構造が含まれる。
- (a) 適切な学習成果と個人の能力開発のギャップを識別するために自己評価活動を行う
 - (b) 学習及び能力開発活動を計画、完了、記録する
 - (c) 完了した学習及び能力開発活動を評価し、振り返り活動を実施する
 - (d) それに応じて学習及び能力開発計画を修正する
- A11. IFAC 加盟団体は、職業会計士が適切な CPD を識別し、計画し、記録する際に役立つ、以下のような他のツールを提供することができる。
- (a) 会計専門職の、ある特定の役割又は活動分野に関する主要な能力を一覧にした、能力マップ
 - (b) 学習及び能力開発における学習成果を含むニーズを識別し、それらの充足方法を計画する際に職業会計士の一助となる、学習計画テンプレート
 - (c) 職業会計士が学習及び能力開発活動を記録するのを手助けする学習記録の例
- A12. IFAC 加盟団体は、職業会計士がその CPD を、雇用主、同僚、IFAC 加盟団体、及びその他の専門職組織と議論することを奨励する指針を定めることがある。そのような議論は、それらのニーズを満たすために適切な学習機会を識別するために使用することができる学習成果と共に、能力ギャップ又は学習及び能力開発ギャップを識別するのに役立つことがある。
- A13. IFAC 加盟団体は、管轄区域における職業会計士の役割及び機能に関連すると考えられる学習及び能力開発活動又は学習成果に関する要求事項又は指針を開発する

ことを選択することができる。IFAC 加盟団体は、以下の場合に特定の又は追加的な CPD 又は学習成果を定めることもできる。

- (a) 特定の能力分野又は論点（例：財務会計及び報告）。
- (b) 専門家としての分野で働いている、又は専門家若しくは特定の役割を果たしている職業会計士（例：税務申告書作成者）
- (c) 公共の利益の保護に最も関連があると考えられる能力分野

A14. 監査のエンゲージメント・パートナーの公共の利益に対する役割の重要性に鑑み、IES 第8号「財務諸表の監査に対する責任を有するエンゲージメント・パートナーの職業専門家としての能力」²（2021）は、職業会計士が特定の役割の一部として開発し、維持する必要がある職業専門家としての能力を規定している。

A15. CPD に関する要求事項を定めるに当たり、IFAC 加盟団体は、例えば以下のような特定の状況にある職業会計士に何が適切かを検討することができる。

- 休職中の個人
- 常勤業務からは退いて、職業会計士として一定の範囲内で仕事を続けている個人

CPD の推進とアクセス（第10項-第11項参照）

A16. 以下は、CPD の推進及び職業専門家としての能力の開発及び維持に寄与することがあると考えられる活動の例である。

- (a) CPD の価値について職業会計士に対して定期的にコミュニケーションを行うこと
- (b) 適切な学習及び能力開発を支援するために職業会計士による CPD フレームワークの利用を奨励すること
- (c) 職業会計士が利用できる CPD 機会の多様性を推進すること
- (d) 雇用主と連携して、パフォーマンス管理プロセスの中で CPD の重要性を強調すること
- (e) 特定地域の規制当局及び他の許認可当局と連携して、特定地域の CPD に関する要求事項の認知や遵守を推進すること

A17. IFAC 加盟団体は、職業会計士に関連する CPD プログラムを直接提供し、雇用主を含む、他者により提供されるプログラムへのアクセスを容易にすることができる。

² IES 第8号「財務諸表の監査に対する責任を有するエンゲージメント・パートナーの職業専門家としての能力」（2021）第1項

- A18. 以下は、IFAC 加盟団体が CPD のために推進する、計画的及び計画外の、学習及び能力開発活動の例を表す。
- (a) 対面の学習講座（ライブ又は仮想で行われる）、e-ラーニング講座、会議、及びセミナーなどの教育プログラムや研修イベントの実施
 - (b) 実務経験の振り返りと自己評価活動を通じた個人の能力開発計画の策定
 - (c) オン・ザ・ジョブ・トレーニング、パフォーマンスフィードバック、又は専門能力開発の指導をメンター又はコーチから得ること
 - (d) オン・ザ・ジョブ・トレーニング、パフォーマンスフィードバック、又は専門能力開発の指導をメンター又はコーチとして提供すること
 - (e) 職業専門家の審議会、専門委員会、分野別活動、情報ネットワーク、実務者コミュニティ、又はその他の類似のグループへの参加及び作業
 - (f) 技術的、専門的、又は学術的な性質の記事、論文、又は書籍の執筆
 - (g) 職業会計士の役割に適用するための専門的文献や雑誌の講読を含む主題の研究
 - (h) 職業専門家としての試験、再試験又はその他の正式なテストのための勉強
 - (i) 対面の学習講座（ライブ又は仮想で行われる）、e-ラーニング講座、会議、セミナー、又は他の教育プログラムや研修イベントの設計、開発、査閲、又は教授

CPD の測定（第 12 項参照）

- A19. 測定には、(a) 技術的能力、(b) 職業専門家としてのスキル、(c) 職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢に関連する学習成果の達成又は特定量の学習及び能力開発活動の完了に関して CPD の証拠を評価することが含まれる。
- A20. CPD の測定アプローチを決定する際に、IFAC 加盟団体は多くの要素を考慮することができ、それには以下が含まれる。
- (a) 地域環境の問題、社会の期待、及び関連する規則上の要求事項を含む公共の利益の考慮事項
 - (b) 職業会計士が果たす役割の幅の理解を含む、管轄区域の職業会計士の学習及び能力開発のニーズ

アウトプット・アプローチ（第 13 項参照）

- A21. アウトプット・アプローチは、職業会計士が学習成果の達成を実証できるかどうかを判定することによって CPD を測定する。測定の焦点は、職業会計士が学習及び能力開発活動を実施したことによって何を達成したかである。A31 項は、学習成果が達成されたことを実証するために使用できる検証可能な証拠の例を提供する。

- A22. 学習成果は、特定の能力分野に必要な内容と知識、理解、そして応用の深さを確立する。学習成果は、計画的及び計画外の学習及び能力開発活動を通じて達成することができ、それらが職業会計士の役割の責任と密接に連携し、かつその役割を遂行するために必要な職業専門家としての能力の開発及び維持に役立つ場合に適切なものとなる。
- A23. アウトプット・アプローチは、職業会計士の役割に関連する明確な定義された学習成果の設定を含む。学習成果は、以下を含む多くの情報源により設定することができる。
- (a) IFAC 加盟団体
 - (b) 自己評価活動を実施する際の職業会計士自身
 - (c) 雇用主
 - (d) 免許制度
 - (e) 規制当局
 - (f) CPD 提供者

インプット・アプローチ（第14項参照）

- A24. インプット・アプローチは、時間又は同等の学習単位により CPD を測定する。例えば、IFAC 加盟団体は、各職業会計士に対する以下の要求事項を定めることができる。
- (a) ローリング期間内に所定の時間数の学習（又は同等の単位）を完了する、あるいは
 - (b) 毎年、指定された量の適切な学習又は専門能力開発活動を完了する
- A32 項は、学習及び能力開発活動が完了したこと、及び職業会計士の役割に関連したことを実証するために使用できる検証可能な証拠の例を提供する。
- A25. インプット・アプローチを用いる IFAC 加盟団体は、指定された量の CPD を実施することを通して、職業会計士が職業専門家としての能力を開発し維持することを期待している。例えば、IFAC 加盟団体は、いずれのローリングによる 3 年の期間毎に少なくとも 120 時間（又は同等の学習単位）の適切な CPD、そのうち 60 時間（又は同等の学習単位）は検証可能、かつ各年度に最低 20 時間（又は同等の学習単位）の適切な専門能力開発活動という要求事項を定めることがある。
- A26. IFAC 加盟団体は、複数回実施される単一の学習及び能力開発活動（例えば、プレゼンテーション又はスピーチの内容を変更せずに、プレゼンテーションを複数回行うこと）から得られる CPD の範囲について、職業会計士に指針を提供すること

ができる。

両方の測定アプローチの利用（第12項参照）

A27. IFAC 加盟団体は、CPD の測定アプローチを確立する際に、アウトプット・アプローチとインプット・アプローチの両方を用いることができる。IFAC 加盟団体がそのようなアプローチをどのように構築するか例には、次のものがある。

- (a) アウトプット・アプローチを用いて特定の学習成果の達成を評価しつつ、その他の学習成果に対してはインプット・アプローチを用いて完了した CPD の定量化可能な測定を認める
- (b) 学習及び能力開発活動が職業会計士によって行われたという証拠を受け入れ、それらの学習及び能力開発活動について学習成果が達成されたことを検証する。
- (c) アウトプット・アプローチを用いて特定の役割を果たしている職業会計士の CPD を測定する一方で、その他の役割を果たしている職業会計士の CPD をインプット・アプローチを用いて測定する。
- (d) インプット・アプローチを確立し、職業会計士がインプットベースの CPD の一部をアウトプット・アプローチを用いて測定された CPD で置き換えることを認める。

CPD の監視及び強制（第15項-第16項参照）

A28. 検証可能な証拠は、CPD が意図した目的を達成し、職業会計士の職業専門家としての能力の向上に貢献しているという利害関係者の信頼を高める。検証可能な証拠は客観的、証明可能かつ保存可能である。

A29. IFAC 加盟団体は、実施した CPD について保持すべき証拠に関する指針を提供することができる。指針は、以下に関する職業会計士の責任を取り扱うことがある。

- (a) CPD に関係する適切な記録と文書の保持
- (b) 要求に応じて、IFAC 加盟団体の CPD 要求事項の遵守を実証する検証可能な証拠の提供

A30 職業会計士が CPD について維持している証拠の性質と範囲を特定することの一部として、IFAC 加盟団体は、学習活動の一部が検証できないと判定するかもしれない。幾つかの学習活動、例えばオン・ザ・ジョブ・トレーニング、読書、又はコーチングやメンタリングは、測定可能かもしれないが、簡単に検証できないかもしれない。これらの活動は、職業専門家としての能力の開発及び維持に役立つため、関連する CPD にも貢献する。検証できない学習活動は、自己評価活動や振り返り活

動などを通じて、依然として証明及び文書化されることがある。

- A31. 以下の例は、アウトプット・アプローチで学習成果が達成されたことを実証するために使用できる検証可能な証拠を表す。
- (a) 試験結果
 - (b) 特定専門家又はその他の資格
 - (c) 特定の学習成果に対する技術的能力、職業専門家としてのスキル、職業専門家としての価値、倫理及び姿勢の獲得の評価
 - (d) 能力マップに対して検証された、実施された業務の記録
 - (e) 能力マップに対するパフォーマンス又は行動の客観的評価
 - (f) 出版された教材
- A32. 次の例は、インプット・アプローチにおいて、指定された量の学習及び能力開発活動が実施されたことを実証するために使用できる検証可能な証拠を表す。
- (a) 講座概要、教材、ストーリーボード（仮想トレーニング用）、並びに内容の関連性を立証するような会議の議題の目的及び会議の議事録
 - (b) 提供者、講師、雇用主、メンター、又は個別指導員による学習及び能力開発活動が修了したという（時間数又は同等の学習単位を含む）確認
- A33. 体系的な監視プロセスは職業会計士と以下の点で定期的に関わることがある。
- (a) その役割を果たすために必要な職業専門家としての能力の維持に関する職業専門家としての責任を果たしているかどうかについての宣誓書の提出
 - (b) IFAC 加盟団体又はその他の規制当局若しくは許認可当局により課せられる特定の CPD に関する要求事項の遵守を確認する宣誓書の提出
 - (c) 実行された学習及び能力開発活動の証拠又は CPD を通じて開発され、維持された職業専門家としての能力の検証の提供
- A34. 体系的な監視プロセスは IFAC 加盟団体と以下の点で関わることがある。
- (a) 要求事項の遵守を確認するための職業会計士の CPD 活動の記録のサンプルの取得
 - (b) 品質保証プログラムの一環として学習計画又は CPD 文書の評価
 - (c) 特定の雇用主に対して、CPD プログラムと効果的な監視システムを品質保証プログラムに含めること、及び時間記録システムの一環として学習及び能力開発活動を記録することの要求
 - (d) 規制当局又はその他の許認可当局とともに CPD 要求事項の監視及び強制を支援するための協力

- A35. IFAC 加盟団体は、職業会計士の役割のいずれが公共の利益の保護に対して最も関連すると考えられるかを判断し、それに応じてより厳格な監視を採用することができる。
- A36. IFAC 加盟団体は、一連の監視プロセスを周期的に行うことができる。周期的な監視プロセスの期間を決めるに当たり、IFAC 加盟団体は公共の利益、並びに社会、規制当局、及びその他の利害関係者の期待を考慮の上、その環境下で何が妥当であるかを検討することができる。ある IFAC 加盟団体での経験では、1年ないし5年の間の周期ではこれらの期待に応えられることが示されている。
- A37. 必須の CPD の制度は、CPD の義務不履行の職業会計士が、適時にその義務を遵守するように取り計られる場合に、より効果的に、かつ公共の利益に即した運用となるであろう。IFAC 加盟団体は、義務不履行に科す制裁の種類を決定するためにその管轄区域における法的及び環境条件を検討することができる。
- A38. 義務不履行に対処するための最初的手段は、合理的な期間内に職業会計士に遵守させることに焦点を当てることであろう。IFAC 加盟団体は、CPD に対する要求事項の遵守を実質的に保留にする又は回避することを職業会計士に容認することに値するような制裁を定めるリスクと、過度に懲罰的な制裁を定めるリスクとのバランスを取るであろう。
- A39. 職業専門家としての能力を開発し、維持することの職業会計士による意図的な不履行は、倫理規程の違反であり、懲戒処分につながり、職業会計士が公共の利益に即して活動する能力を低下させる可能性がある。
- A40. 一部の IFAC 加盟団体は、義務不履行の職業会計士を除名する又は彼らの業務を実施する権利を取り消す法的権限を保持することがある。除名又は業務を実施する権利の取消しは、義務不履行のパターン又は IFAC 加盟団体による照会に対する回答から、CPD に関する要求事項を引き続き遵守しない可能性が高いことが明確である場合に、職業会計士に適用されることがある。故意に義務の不履行となっている職業会計士の氏名の公表も IFAC 加盟団体により考えられる一つの選択肢である。氏名の公表は、職業会計士にとって一般的な抑止力となり、また能力を維持し、公共の利益を守ることに関する専門家のコミットメントを社会に対して明確に示すことができる。

国際教育基準第7号
継続的専門能力開発（2020）

- A41. 効果的な監視と強制プロセスには十分な資源が必要とされる。IFAC 加盟団体は、CPD に関する要求事項や監視及び強制プロセスを監督するための、審議会又は委員会を設立することを検討することもできる。
- A42. IFAC 加盟団体は、会員が本 IES に定められた CPD 要求事項をどの程度遵守しているかを公に報告することを検討することができる。

国際教育基準第8号
財務諸表の監査に対する責任を有するエンゲージメント・パートナーの職業専門家としての能力 (2021)

目次

	項
序説	
本基準の範囲	1-5
発効日	6
目的	7
要求事項	8-9
説明資料	
IAASB 公表物に含まれている定義の参照.....	A1
本基準の範囲	A2-A16
目的	A17-A18
要求事項	A19-A31

国際教育基準第8号

財務諸表の監査に対する責任を有するエンゲージメント・パートナーの職業専門家としての能力（2021）

序説

本基準の範囲（A2 項-A16 項参照）

1. 本国際教育基準（IES）は、財務諸表の監査に対する責任を有するエンゲージメント・パートナー¹の役割を果たす際に職業会計士が開発し、維持することを要求される職業専門家としての能力を定めている。
2. 本 IES は、国際会計士連盟（IFAC）加盟団体に向けたものである。IFAC 加盟団体は、職業会計士の継続的専門能力開発（CPD）、及び職業会計士の生涯にわたる学習へのコミットメントを培うことに責任を持つ。IES 第7号「継続的専門能力開発」²（2020）では、IFAC 加盟団体は職業会計士に、職業会計士としての役割を果たすために必要な職業専門家としての能力を開発し、維持することを要求する。IES 第8号「財務諸表の監査に対する責任を有するエンゲージメント・パートナーの職業専門家としての能力」（2021）は、この IES 第7号の要求事項をエンゲージメント・パートナーの役割に適用する。実務経験を含む適切な CPD 活動を行うことにより、職業専門家としての能力を開発し、維持することはエンゲージメント・パートナーの役割を果たす職業会計士の責任である。
3. 本 IES は、加盟団体が遵守すべき義務に関するステートメント（SMO）1「品質保証」、国際監査基準（ISA）第220号「財務諸表監査の品質管理」、及び国際品質管理基準（ISQC）第1号「財務諸表の監査及びレビュー、並びにその他の保証及び関連サービス業務を行う事務所の品質管理」と併せて読むことを意図している。これらの公表物は、併せて、財務諸表の監査に係る品質管理システムの一部として IFAC 加盟団体、エンゲージメント・パートナー、及び事務所に対して責任を課すものである。また、多くの管轄区域では、規制当局が品質管理システムに監督の役割を有することがある。これらの各利害関係者はエンゲージメント・パートナーの職業専門家としての能力に影響を及ぼすことがある。
4. IFAC 加盟団体又はその他の利害関係者は、ISA（又はその他の関連する監査基準）に準拠したその他の過去財務情報の監査又は保証及び関連サービスを提供するその他の種類の業務のエンゲージメント・パートナーに相当する役割を果たす職業会計士にも本 IES の要求事項を適用することができる。
5. IES 及び「職業会計士と職業会計士志望者のための国際教育基準のフレームワー

¹ 本 IES の目的のために、国際監査基準（ISA）第220号「財務諸表監査の品質管理」第7項(a)の定義により、以下「エンゲージメント・パートナー」という。

² IES 第7号「継続的専門能力開発」（改訂版）第9項

国際教育基準第8号
財務諸表の監査に対する責任を有するエンゲージメント・パートナーの職業専門家としての能力（2021）

ク」で用いられる主要な用語の定義及び説明は、国際会計教育基準審議会（IAESB）「用語集」（2021）に記載されている。国際監査・保証基準審議会（IAASB）公表物からの追加の用語も説明資料に含まれている。

発効日

6. 本 IES は、2021 年 1 月 1 日から発効する。

目的（A17 項-A18 項参照）

7. 本 IES の目的は、職業会計士が、エンゲージメント・パートナーの役割を果たす際に開発し、維持する職業専門家としての能力を定めることである。

要求事項（A19 項-A31 項参照）

8. IFAC 加盟団体は、エンゲージメント・パートナーの役割を果たす職業会計士に対して、表 A に掲げるものを含むが、これに限られない学習成果の達成により実証される職業専門家としての能力を開発し、維持することを要求しなければならない。
9. IFAC 加盟団体は、エンゲージメント・パートナーの役割を果たす職業会計士に対して、その役割に必要とされる職業専門家としての能力を開発し、維持する CPD を実施することを要求しなければならない。

国際教育基準第8号
財務諸表の監査に対する責任を有するエンゲージメント・パートナーの職業専門家としての能力（2021）

表A：エンゲージメント・パートナーの職業専門家としての能力に係る学習成果

能力分野 (IES 第8号)	学習成果
(a) 監査	(i) 監査業務の全ての段階を通じた積極的な関与を通じて監査を主導する。
	(ii) 重要な虚偽表示のリスク識別及び評価を主導する。
	(iii) 識別された重要な虚偽表示リスクに対応する監査計画を作成する。
	(iv) 重要な虚偽表示リスクへの対応を評価する。
	(v) 監査意見を裏付けるために、矛盾する証拠を含む、全ての関連する監査証拠の適切性と十分性について結論付ける。
	(vi) 監査が、国際監査基準又は、財務諸表の監査に適用される他の関連する監査基準、法律及び規則に従って実施されたかを評価する。
	(vii) 監査上の主要な事項の記述を規定どおりに含む適切な監査意見を形成し、関連する監査報告書を作成する。
(b) 財務会計及び報告	(i) 事業体が、全ての重要な点において、適用される財務報告の枠組み及び規則上の要求事項に従って財務諸表を作成したかを評価する。
	(ii) 財務諸表における取引及び事象の認識、測定、表示、及び開示が、適用される財務報告の枠組み及び規則上の要求事項に従っていることを評価する。
	(iii) 経営者により行われた、公正価値の見積を含む、会計上の判断及び見積を評価する。
	(iv) 事業の性質、事業環境、事業体が継続企業として存続する能力に関連して、財務諸表の適正表示を評価する。
(c) ガバナンス及びリスク管理	(i) 全体としての監査戦略の一部として事業体の財務諸表に影響を及ぼすリスクを識別するため、コーポレート・ガバナンス構造及びリスク評価プロセスを評価する。
(d) 事業環境	(i) 監査リスク評価の情報として用いられる市場、競争、製品技術、及び環境要求事項等を含むが、これに限られない、業界、規制、及びその他の外部要因を分析する。
(e) 税務	(i) 税務に関連した財務諸表の重要な虚偽表示のリスクに対応するために実施した手続、及びそれらの手続の結果が全体としての監査戦略に及ぼす影響を評価する。

国際教育基準第8号

財務諸表の監査に対する責任を有するエンゲージメント・パートナーの職業専門家としての能力（2021）

能力分野 (IES 第8号)	学習成果
(f) 情報通信技術	(i) 全体としての監査戦略への影響を判定するため、財務諸表に係る統制を識別するため、情報通信技術（ICT）環境を評価する。
(g) 事業上の法律及び規則	(i) 全体としての監査戦略及び監査意見への影響を判定するため、識別された違法行為又はその疑いを評価する。
(h) ファイナンス及び財務管理	(i) 事業体が利用できる様々な資金調達源及び事業体が運用する金融商品を評価し、全体としての監査戦略への影響を判定する。
	(ii) 事業体のキャッシュ・フロー、予算、及び予測、並びに必要運転資本を全体としての監査戦略への影響を判定するため、評価する。
(i) 対人関係及びコミュニケーション	(i) エンゲージメント・チーム、事業体の経営者、及びガバナンスに責任を有する者と効果的かつ適切にコミュニケーションを行う。
	(ii) 文化や言語の違いの監査の実行に対する潜在的な影響を評価する。
	(iii) 必要な場合に効果的な相談を通じて監査上の論点を解決する。
(j) 個人的	(i) 生涯にわたる学習を推進する。
	(ii) エンゲージメント・チームの手本として行動する。
	(iii) エンゲージメント・チームのメンタリング又はコーチングの立場において行動する。
	(iv) 振り返り活動を推進する。
(k) 組織的	(i) 監査人の専門家を含むエンゲージメント・チームが、監査を実施する適切な客観性と能力を集団として持っているかを評価する。
	(ii) エンゲージメント・チームにおいてリーダーシップを発揮し、プロジェクト管理を行うことにより監査業務を管理する。
(l) 公共の利益へのコミットメント	(i) 公共の利益の保護に焦点を当てて監査品質並びに職業専門家の基準及び規制上の要求事項への準拠性を向上させる。

国際教育基準第8号

財務諸表の監査に対する責任を有するエンゲージメント・パートナーの職業専門家としての能力（2021）

能力分野 (IES 第8号)	学習成果
(m) 職業専門家としての懐疑心及び職業専門家としての判断	(i) 監査の計画及び実施並びに監査意見の基礎となる結論への到達に当たり、職業専門家としての判断を適用する。
	(ii) 監査業務の全ての段階を通じて職業専門家としての懐疑心を適用することの重要性を周知する。
	(iii) 監査の過程を通じて得られた監査証拠を批判的に評価し理路整然とした結論を導くために職業専門家としての懐疑心を適用する。
	(iv) 職業専門家としての懐疑心を適用する能力に対する個人及び組織の偏向の影響を評価する。
	(v) 経営者の主張と表明を評価するために職業専門家としての判断を適用する。
	(vi) 代替案を検討して結果を分析するために批判的思考を用いて監査の問題を解決する。
(n) 倫理原則	(i) 倫理の基本原則の遵守の重要性を周知する。 ³
	(ii) 監査中に生じ得る客観性及び独立性に対する脅威を評価し、対応する。

³ 「IESBA 職業会計士のための国際倫理規程ハンドブック（国際独立性基準を含む）」 - 2018年版、110項 基本原則

国際教育基準第8号

財務諸表の監査に対する責任を有するエンゲージメント・パートナーの職業専門家としての能力（2021）

説明資料

IAASB 公表物に含まれている定義の参照（第5項参照）

A1. 本 IES は、IAASB 公表物⁴で既に定義されている以下の用語を用いる。

表B：IES 第8号で採用されている IAASB の定義

定義されている用語	用語の出典	使用されている定義
監査人の専門家	ISA 第 620 号「監査人の専門家の業務の利用」第 6 項(a)	会計又は監査以外の分野において専門知識を有する個人又は組織で、監査人が十分かつ適切な監査証拠を入手するに当たって、監査人を支援するために、監査人により利用される個人又は組織をいう。監査人の専門家は、監査人の内部の専門家（監査人の事務所又はネットワーク事務所のパートナー又は職員で、臨時職員を含む）、又は監査人の外部の専門家である。
エンゲージメント・パートナー*	ISA 第 220 号「財務諸表監査の品質管理」第 7 項(a)	監査業務とその実施及び事務所を代表して発行される監査報告書に対して責任を負い、状況によって、職業専門家の団体、法令上の団体又は規制当局から適切な職権を与えられた、事務所のパートナー又はその他の者
エンゲージメント・チーム	ISA 第 220 号「財務諸表監査の品質管理」第 7 項(d)	業務を実施するパートナー及び職員並びに事務所又はネットワーク事務所が契約した、業務に関する監査手続を実施する全ての特定の者。これには、事務所又はネットワーク事務所が契約した監査人の外部の専門家を含まない。「エンゲージメント・チーム」の用語は、外部監査人が ISA 第 610 号（2013 年改訂）の要求事項 ⁵ に準拠する際に監査業務に直接支援を提供するクライアントの内部監査機能内の個人も含まない。

⁴ 上記で説明している ISA の定義は、IAASB「品質管理、監査、レビュー、その他の保証業務及び関連サービス業務の国際基準に関するハンドブック」2018 年版、第 1 巻に含まれている。

⁵ ISA 第 610 号「内部監査人の業務の利用」（2013 改訂版）

国際教育基準第8号

財務諸表の監査に対する責任を有するエンゲージメント・パートナーの職業専門家としての能力（2021）

定義されている用語	用語の出典	使用されている定義
財務諸表	ISA 第 200 号「独立監査人の総括的な目的及び国際監査基準に準拠した監査の実施」第 13 項(f)	財務報告の枠組みに準拠して、事業体の一時点の経済資源や債務、又は一定期間のそれらの変化を伝えることを意図した、開示を含む、過去財務情報の構造化された表示をいう。「財務諸表」という表現は、通常、適用される財務報告の枠組みの要求事項によって決定される完全な一式の財務諸表を呼称しているが、単独の財務諸表に言及することもできる。開示は、強制され、明示的に認められた、又は適切な財務報告の枠組みによって認められた、財務諸表本表上、若しくは注記又は相互参照によって注記内に含まれる記述的又は説明的な情報を含む。
事務所*	ISA 第 220 号「財務諸表監査の品質管理」第 7 項(e)	職業会計士の単独の業務実施者、パートナーシップ若しくは法人又はその他の事業体。
職業専門家としての判断	ISA 第 200 号「独立監査人の総括的な目的及び国際監査基準に準拠した監査の実施」第 13 項(k)	監査基準、会計基準及び倫理基準が提供する脈絡の中で、監査業務の状況に適切である行動方針について十分な情報を得た上で意思決定を行う際の、関連する研修、知識及び経験の適用。
職業専門家としての懐疑心	ISA 第 200 号「独立監査人の総括的な目的及び国際監査基準に準拠した監査の実施」第 13 項(l)	誤謬又は不正による虚偽表示の可能性を示す状態に注意する場合の、疑念的な探究心と、監査証拠の批判的な評価を含む態度。
* 「パートナー」及び「事務所」は、必要に応じて、公的部門において相当する用語に読み替える。		

本基準の範囲（第 1 項-第 5 項参照）

- A2. 職業専門家としての能力は、多くの異なる方法で説明し、分類することができる。IES においては、職業専門家としての能力は、定められた水準の役割を果たす能力である。職業専門家としての能力は、原則、基準、概念、事実、及び手続に関する知識以上のものであり、(a) 技術的能力、(b) 職業専門家としてのスキル、及び(c) 職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢の統合と応用である。

- A3. CPD は初期専門能力開発（IPD）の継続である。IPD は、個人が職業会計士としての役割を果たすことにつながる能力を最初に開発する学習及び能力開発である。CPD は、IPD の後に行われる学習及び能力開発であり、職業会計士がその役割を有能に果たし続けることを可能にする職業専門家としての能力を開発し、維持するものである。CPD は、IPD の間に達成された(a) 技術的能力、(b) 職業専門家としてのスキル、及び(c) 職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢の継続的な能力開発を、職業会計士の職業専門家としての活動及び責任に合わせて適切に精緻化して提供する。
- A4. IES 第7号⁶に概説されているとおり、CPD は実務経験を含む。エンゲージメント・パートナーのキャリアが進むにつれ、必要とされる職業専門家としての能力の深さと広さを維持し、さらなる能力開発を行う上で実務経験の重要性は増すことになる。エンゲージメント・パートナーの実務経験は、自己申告、チャージ可能時間の記録、業績考課、業務品質保証レビュー、及び規制当局の検査などの品質監視活動の結果により立証することができる。
- A5. 職業専門家としての能力開発と実務経験に加えて、本 IES の範囲外の他の要因が、職業会計士がエンゲージメント・パートナーの役割を果たすために、必要な場合、職業上、法律上、又は規制当局からの適切な権限を有するかを決定する。
- A6. 多くの管轄区域、法律、規則、又は規制当局（「免許制度」と総称する）は、誰がエンゲージメント・パートナーの役割を果たすことができるかの要件を設定又は施行する。免許制度は、その要件が大きく異なる。免許が IFAC 加盟団体の権限の範囲内にはない場合には、SMO 2「職業会計士のための国際教育基準及び IAESB により発行されたその他の公表物」⁷で説明したように、本 IES に定める職業専門家としての能力の要求事項を満たすことができるように、IFAC 加盟団体は、免許制度に影響を与えるために最善の努力をしなければならない。
- A7. 定義により単独の業務実施者を含む事務所は、事務所の法定代理人として監査意見を発行できる者を定める。ほとんどの事務所は、パートナーシップ構造で運営し、

⁶ IES 第7号「継続的専門能力開発」（改訂版）第2項参照。

⁷ 加盟団体が遵守すべき義務に関するステートメント2「職業会計士のための国際教育基準及び IAESB により公表されているその他の公表物」では、IAESB が公表している国際基準及びその他の公表物に関して IFAC 加盟団体に対する要求事項が定められている。当該 SMO は、IFAC 加盟団体が会計教育基準及び指針の採用と実施に関し、責任を有しないか又は部分的な責任しか有しない状況を具体的に説明している（第9項）。

国際教育基準第 8 号
財務諸表の監査に対する責任を有するエンゲージメント・パートナーの職業専門家としての能力 (2021)

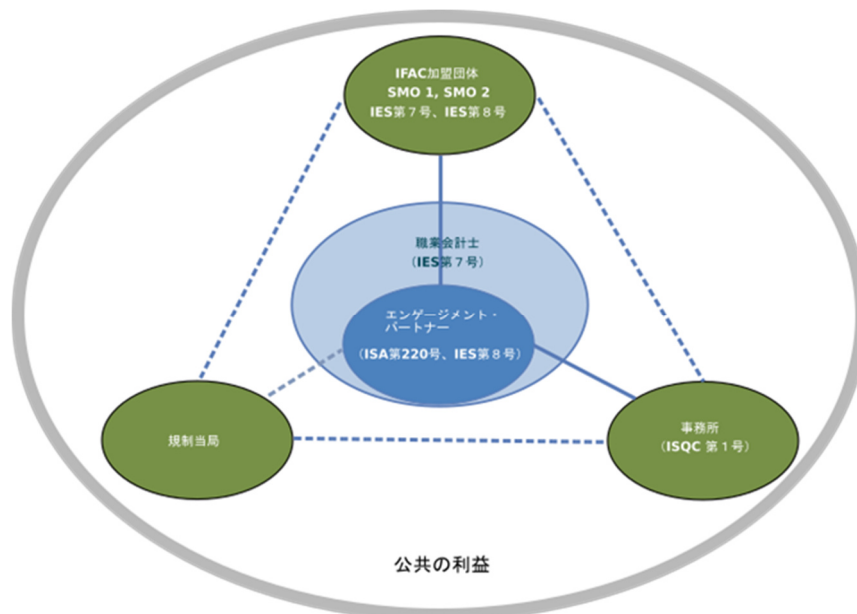
パートナーシップのパートナーは、その事務所においてエンゲージメント・パートナーの役割を果たせる者を決定する。

エンゲージメント・パートナーの職業専門家としての能力に影響を及ぼす利害関係者

A8. 図 1 は、エンゲージメント・パートナーの職業専門家としての能力に影響を及ぼす利害関係者を図解する。利害関係者間の関係は、その管轄区域によって決まる可能性がある。又は IAASB 及び IAESB 公表物に含まれる要求事項や IFAC 公表物に含まれる義務の結果である可能性がある。

国際教育基準第 8 号
財務諸表の監査に対する責任を有するエンゲージメント・パートナーの職業専門家としての能力 (2021)

図 1 : エンゲージメント・パートナーの職業専門家としての能力に影響を及ぼす利害関係者



- A9. IES 第 7 号⁸に基づき、IFAC 加盟団体は、職業会計士に対し、職業会計士としての役割を果たすために必要な職業専門家としての能力を開発し維持するための適切な CPD を実施し記録するよう要求する。
- A10. IES 第 7 号⁹はまた、職業会計士が IFAC 加盟団体の CPD 要求事項を満たしているかどうかを監視する体系的なプロセスを確立することを IFAC 加盟団体に要求する。
- A11. ISA 第 220 号¹⁰は、エンゲージメント・チームとチームの一員ではない監査人の専門家が適切な能力及び素質を集団として持っているかどうかについてのエンゲージメント・パートナーの責任を説明する。ISA 第 220 号¹¹は、事務所又はその他の当事者によって示される情報によりそうでないと示唆される場合を除き、エンゲージメント・チームが、採用及び正規の研修を通じた要員の能力に関する事務所の品質管理システムに依拠できることを示唆する。
- A12. ISQC 第 1 号¹²は、(a) 職業専門家としての基準及び適用される法律及び規則上の

⁸ IES 第 7 号「継続的専門能力開発」(改訂版) 第 9 項参照。

⁹ IES 第 7 号「継続的専門能力開発」(改訂版) 第 16 項参照。

¹⁰ ISA 第 220 号「財務諸表監査の品質管理」第 14 項参照。

¹¹ ISA 第 220 号「財務諸表監査の品質管理」A2 項参照。

¹² ISQC 第 1 号「財務諸表の監査及びレビュー、並びにその他の保証及び関連サービス業務を行う事務所の品質管理」第 29 項参照。

国際教育基準第8号

財務諸表の監査に対する責任を有するエンゲージメント・パートナーの職業専門家としての能力 (2021)

枠組みに準拠して業務を実施し、(b) 事務所又はエンゲージメント・パートナーが、状況に応じた適切な報告書を発行できるようにするために必要な能力、素質、並びに独立性の要求事項を含む倫理原則へのコミットメントを備えた十分な要員を事務所が有しているという合理的な保証を与えるように設計された方針及び手続を定めることを事務所に対して要求している。

- A13. 多くの管轄区域において、規制当局は IFAC 加盟団体、事務所、及びエンゲージメント・パートナーに関する監視の役割を持つ可能性がある。
- A14. 本 IES の要求事項に準拠し、SMO 1¹³及び SMO 2¹⁴に基づく義務を履行することにより、IFAC 加盟団体は、事務所が ISQC 第1号の要求事項を遵守することを支援し、エンゲージメント・パートナーが ISA 第220号の要求事項を遵守することを支援する。これらの公表物は全体としてエンゲージメント・パートナーとエンゲージメント・チームに要求される職業専門家としての能力に関して、明瞭性と一貫性を促進し、公共の利益を守るのに役立つ。

職業専門家としての能力の進行的性質

- A15. 表Aに掲げられている学習成果の達成により実証される職業専門家としての能力を開発し、維持する職業会計士だけが、エンゲージメント・パートナーがそのキャリアにおいて直面する可能性がある複雑な状況に対応できる。エンゲージメント・パートナーを志望する職業会計士は、通常、エンゲージメント・チームで何年間か業務を行い、エンゲージメント・パートナーの監督下で監督や管理を行う役割を経て進歩することがある。この責任の水準の増加を通じた進歩は、職業会計士がエンゲージメント・パートナーの役割を担う準備のために通常通る道である。現任のエンゲージメント・パートナーは、監査業務を率いたり職務遂行したりすることを通じて、また CPD の一環でその他の学習活動を行うことを通じて、職業専門家としての能力を開発し、維持する。

¹³ 加盟団体が遵守すべき義務に関するステートメント1「品質保証」では、財務諸表の監査、レビュー並びにその他の保証業務及び関連サービス業務を行う会員のための品質保証レビュー・システムに関して、IFAC 加盟団体に対する要求事項が定められている。当該 SMO は、IFAC 加盟団体が規則の設定及び品質保証レビュー・システムの運用に責任を有しないか又は部分的な責任しか有しない状況を具体的に説明している。

¹⁴ 加盟団体が遵守すべき義務に関するステートメント2「職業会計士のための国際教育基準及び IAESB により公表されているその他の公表物」では、IAESB が公表している国際教育基準及びその他の公表物に関して IFAC 加盟団体に対する要求事項が定められている。当該 SMO では、IFAC 加盟団体が、会計教育基準及び指針の採用と実施に関し、責任を有しないか又は部分的な責任しか有しない状況を具体的に説明している。

国際教育基準第8号

財務諸表の監査に対する責任を有するエンゲージメント・パートナーの職業専門家としての能力（2021）

財務諸表の監査及びその他の保証業務

A16. 本 IES は財務諸表の監査に対する責任を有するエンゲージメント・パートナーに適用される。表Aの学習成果の達成により実証される職業専門家としての能力は、ISA に準拠してその他過去財務情報の監査又はその他の種類の保証及び関連サービスを行う際にも役立つ可能性がある。同様に、財務諸表の監査に関して要求される職業専門家としての能力のほとんどは、環境又は社会的報告などの非財務諸表情報に関する保証業務に対する責任を有するエンゲージメント・パートナーにも適切となる場合がある。

目的（第7項参照）

A17. 職業会計士がエンゲージメント・パートナーの役割を果たすことにおいて開発し、維持する職業専門家としての能力を定めることは、幾つかの目的に資する。それは公共の利益を守り、監査の品質に貢献し、エンゲージメント・パートナーの業務を強化し、監査専門職の信頼性を高める。

A18. 本 IES の前提は、エンゲージメント・パートナーがその役割を引き受けるための職業専門家としての能力を既に開発したということであるが、エンゲージメント・パートナーは変化の大きい環境において業務を営む。変化への圧力は、(a) 規制の強化、(b) 財務及び非財務報告の発展、(c) 新たな技術、(d) ビジネス・アナリティクスの利用の高まり、及び(e) 事業の複雑性を含むがこれに限られない多くの原因により生じることがある。変化はエンゲージメント・パートナーにそのキャリアを通じて職業専門家としての能力を維持し、さらに開発することを要求する。

要求事項（第8項-第9項参照）

A19. 表Aは、技術的能力、職業専門家としてのスキル、並びに職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢に関する能力分野と関連する学習成果を識別する。能力分野は、一組の関連する学習成果を定められるカテゴリーである。

A20. 学習成果は、各特定能力分野に要求される知識、理解、及び応用の内容と深さを定める。学習成果の達成は CPD 測定のアウトプット・アプローチである。IES 第7号が CPD の測定に関するさらなる指針を定めている¹⁵。

¹⁵ IES 第7号「継続的専門能力開発」（改訂版）第19-27項参照。

国際教育基準第8号

財務諸表の監査に対する責任を有するエンゲージメント・パートナーの職業専門家としての能力（2021）

- A21. 本 IES は、職業会計士志望者が IES 第2号、第3号及び第4号¹⁶に概説されている IPD の終了までに必要とされる職業専門家としての能力を定めた学習成果を基礎とする。
- A22. 表Aの学習成果に加えて他の要素が計画された CPD の内容、範囲、及びタイミングに影響を与えることがある。これらの要素は、(a) エンゲージメント・パートナーの監査業務のポートフォリオ、(b) 監査及び財務報告基準の変更の範囲、及び(c) 表Aに記載されている他の能力分野の変化の影響を含むが、これに限られない。
- A23. 監査業務の規模又は内容、及び監査を提供するエンゲージメント・パートナーの事務所にかかわらず、本 IES の前提は、エンゲージメント・パートナーがエンゲージメント・パートナーを務める監査の複雑性にふさわしい CPD を実施し続けることである。
- A24. IFAC 加盟団体は、本 IES に定められていない追加的な能力分野を含めたり、追加的な学習成果の達成をエンゲージメント・パートナーに要求したりすることができる。これは、例えば、エンゲージメント・パートナーが特殊な業界又は取引を監査する際に生じることがある。

単独の業務実施者及び中小の業務実施者

- A25. エンゲージメント・チーム又は事務所構造よりもむしろ一つの特定の役割に焦点を当て、本 IES はエンゲージメント・パートナーが単独の業務実施者又は中小の業務実施者¹⁷として業務を行う場合を含む幅広い状況を認識している。このような状況において、エンゲージメント・パートナーは、専門スキルを持ったエンゲージメント・チームのメンバーなど、エンゲージメント・チームの支援なくして業務を行っていることがある。その結果、エンゲージメント・パートナーは、そうでないケースよりも幅広い監査活動の完了に直接関与することがある。

監査 - 学習成果

- A26. 重要な虚偽表示のリスクの識別と評価を主導することは、以下の検討を含む。

¹⁶ IES 第2号「初期専門能力開発 - 技術的能力」（改訂版）、IES 第3号「初期専門能力開発 - 職業専門家としてのスキル」（改訂版）、IES 第4号「初期専門能力開発 - 職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢」（改訂版）。

¹⁷ IFAC 中小実務委員会ファクトシートは、SMP を「…以下の特徴を示す従事者：そのクライアントは主に中小事業体（SME）である、それは限られた社内の技術的資源を補完するために外部資源を用いる、及びそれは限られた職業専門家の職員を雇用する。」と定義する。

国際教育基準第8号

財務諸表の監査に対する責任を有するエンゲージメント・パートナーの職業専門家としての能力（2021）

- 業務の受嘱及び継続手続により識別されたリスク
- 事業体が継続企業として存続する能力
- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のリスク

A27. 重要な虚偽表示のリスクへの対応を評価することは、適切な全体としての監査戦略を承認又は確立するプロセスを含む。

A28. 監査が、国際監査基準又はその他の関連する基準、及び関連する法律及び規則に従って実施されたかを評価することには以下を含む。

- 十分かつ適切な監査証拠が入手されたかどうかの結論
- ガバナンスに責任を有する者とコミュニケーションを行うべき内部統制及びその他の事項における重要な不備の検討
- 経営者の見積り及びその他の判断分野における偏向の検討

組織的 - 学習成果

A29. 監査において専門家が利用されることがある分野の例は、税金、ICT、法務、不正会計、評価、年金数理サービス、及び年金を含むが、これに限らない。

職業専門家としての懐疑心及び職業専門家としての判断 - 学習成果

A30. 監査の主要な側面は、監査意見の基礎となる結論を裏付けるために十分かつ適切な監査証拠が入手できたかを評価することである。職業専門家としての懐疑心は監査証拠の評価に疑念的な探究心を適用することを伴う。ISA はまた、エンゲージメント・パートナー及びそのチームに対して、財務諸表の監査を計画し実施するに際して職業専門家としての判断を行使することを要求する。職業専門家としての判断は、例えば財務諸表に含まれている経営者の主張及び仮定に異議を唱える際、並びに会計基準が事業体により適切に適用されているかを検討する際及び適切な全体としての監査戦略を決定する際に行使される。

A31. 職業専門家としての懐疑心及び職業専門家としての判断の分野における効果的なCPDを計画することは、正当な注意と学習方法の組合せを含み、そこではメンタリング、振り返り活動、及び実務経験が主要な役割を果たす。